

ごみのない水辺を目指して

～流域と連携した河川ごみ対策の事例集～（案）

令和4年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

目 次

1. 背景と目的.....	1
2. 「河川ごみ」とは.....	2
3. 河川管理者の役割と課題.....	9
3.1. 管理者としての不法投棄への対処.....	9
3.2. 河川ごみが及ぼす影響.....	11
3.3. 河川管理者による対応の現状.....	12
3.4. 河川ごみにおける課題と今後の対応.....	15
4. 今後の河川ごみ削減に向けた取組方策.....	17
4.1. 不法投棄対策 ～ 発生抑制への積極的な取り組みが重要.....	17
4.2. 河川清掃活動 ～ 自治体の協力のもと、参加者を増やす.....	19
4.3. 啓発、広報 ～ 市民団体や企業のノウハウ・情報発信力を活用.....	23
4.4. 連携促進 ～ 流域連携や広域連携活動を活用する・参画する.....	25
5. 参考資料.....	26
5.1. 参考事例の詳細.....	26
5.2. 関連・参考情報.....	51

参考事例

No	タイトル	ページ
①	ボランティアや警察との合同パトロールの実施（岩木川・馬淵川）	27
②	地元警察との連携による看板設置（利根川・渡良瀬川・思川）	28
③	伊勢湾流域圏における河川一斉清掃（川と海のクリーン大作戦）	29
④	荒川クリーンエイド（荒川下流部ゴミ対策協議会）	31
⑤	尻別川クリーン作戦	33
⑥	ラブリバー制度を活用した美化活動（江の川）	35
⑦	豊川・矢作川アダプト制度および企業との連携活動	36
⑧	吉野川交流推進会議とアダプト・プログラム吉野川	38
⑨	大和川水環境協議会・啓発分科会の設置	40
⑩	河川協力団体への支援を通じた河川ごみの発生防止（広報・啓発）対策（球磨川）	44
⑪	遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会（旧水濁協）における河川ごみ削減対策	45
⑫	海岸漂着物対策協議会への参画（小矢部川）	48

1. 背景と目的

河川流域から発生する「陸ごみ」は、河川区域内に流入し、河川の自然環境に影響を与えるとともに、治水・利水機能の維持・保全に必要な様々な河川施設に影響を及ぼしている。河川管理者としては、日常の河川管理を行っていく上で、「河川ごみ」への対応が重要課題の一つとなっている。

近年、マイクロプラスチックに代表される「海ごみ」汚染や海岸への大量漂着物が、地球規模の環境問題となっており、令和元(2019)年6月に開催された「G20 大阪サミット」においても、「海ごみ」が主要テーマの一つとして取り上げられた。

河川管理者は、日常の維持管理業務の中でごみの不法投棄への対応、関係機関や市民団体と連携した清掃活動などを精力的に実施しているが、河川に散乱するプラスチック等の河川ごみの一部は流域からの陸ごみにも由来していることから、河川管理者だけの対応では限界があり、河川ごみのより一層の削減には流域の様々な関係者との更なる連携が必要となっている。

本事例集は、河川ごみを削減することを目的に、河川管理者ならびに流域の都道府県や市町村および地域住民、市民団体や企業等が連携することにより実施可能な対策について、事例を交えながら示したものである。本事例集は、国土交通省直轄管理河川を対象としたものであるが、考え方はその他の河川へも適用可能である。

【本書の活用方法例】

- ・河川管理者が河川ごみを担当するにあたり、河川ごみの問題や対応について、基礎的な事項を把握する。
- ・地域や関係者との協働や連携を検討する際の参考とする。
- ・企業や市民団体等から、河川ごみや清掃活動に関する問い合わせを受けた際の参考とする。

2. 「河川ごみ」とは

河川区域内(貯留機能保全区域を含む)にて確認される「散乱ごみ」や「自然ごみ」を指す。
このうち、本事例集での「河川ごみ」は、「散乱ごみ」の河川ごみを対象とする。

(1) 散乱ごみとは

散乱ごみは、陸域で発生するごみのうち日常生活や社会・経済活動等の人間活動に由来して発生する「人工ごみ」である。

散乱ごみは、発生要因から以下の3種類に区分できる。

発生要因からみた散乱ごみの分類

区分	説明
A. 管理不十分な製品の流出	製品の管理が十分でなく、風雨等で環境中へ流出、あるいは経年劣化により破片化したものが環境中へ流出するもの (意図しない流出)
B. ごみステーション等からの流出	ごみ箱、ごみステーション等から何らかの要因で流出したもの。 (意図しない流出)
C. 不法投棄ごみ	定められたルールに従って適正に処理せず、みだりに捨てられたごみ(粗大ごみ、家庭ごみ、ポイ捨てごみ等) (意図的な流出) ※ポイ捨ては不法投棄である。一般的には対象物が小さいものをポイ捨てごみという(タバコの吸殻、空き缶等)

※環境省「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン(令和3年6月)」より

(2) 「河川ごみ」としての散乱ごみ

河川等における「ごみ」は、自然界から発生する流木や水草等（自然ごみ）と、上記の散乱ごみに分けられる。

「河川ごみ」としての散乱ごみには、「流域から水の流れとともに漂流・漂着した散乱ごみ」や「不法投棄（ポイ捨て）などにより、河川区域内に直接持ち込まれた散乱ごみ」などがある。



漂流・漂着した大量のごみ
(遠賀川河口堰 遠賀川河川事務所 HP より)



河岸の漂着ごみ
(大和川ではビニール袋等のごみが樹木等にひっかかり、「ごみの花」と呼ばれている。文献1)



河川敷への不法投棄ごみ
(家庭ごみや粗大ごみ) 京浜河川事務所 HP より



河川敷への不法投棄ごみ
(ポイ捨てごみ)



霞堤に流入したごみ
(米代川霞堤 能代河川国道事務所)

■流域から水の流れとともに漂流・漂着したごみはどのくらいあるのか？

河川における漂着ごみの実態はほとんど明らかになっておらず、その理由としてごみの移動性がきわめて高い上に、水位などによって漂着するごみの種類や量、あるいは漂着場所が大きく異なることが指摘されている（文献2）。

一方で、河川巡視員や河川利用者にとっては、河川敷や堤防に不法投棄されたごみの方が目につきやすく、注目しやすい状況にある。

但し、以下のような事例等から、流域由来の漂流・漂着ごみは相当量あることが伺える。

①恩智川における浮遊ごみ

大阪府では、河道内に浮遊ごみを滞留させるネットを設置。

ごみの滞留状況をブログ等で定期的に情報発信して啓発した。

年間約 56m³ のごみ（家庭用ゴミ袋約 1250 袋）を回収している（文献 3）。



恩智川における浮遊ごみの滞留（文献 3）

②河口部ヨシ原等への漂着・集積

河川を流下するごみは、堰取水口や河岸のヨシ原等を集積しやすく、特に河口部では大規模な集積が確認されている。

荒川でも、河口から 3km 上流地点の川ごみが溜まりやすいエリアでは、清掃しても 1 か月も経つと再びごみの集積が目立つようになっている（文献 4）。



清掃前



清掃後



清掃 1 か月後

荒川（3k 付近）の漂着ごみの集積エリア

出典：NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム

③山形河川国道事務所による「樋門・樋管におけるゴミ調査」(平成 22～23 年度)

山形河川国道事務所は、各主体が今後実施するごみ対策の効果を分析できるように、最上川に流入する樋門・樋管に鉄柵を設置し、ごみの分別調査を行った。調査場所は山形県最上川上流に位置する置賜地域内の 9 箇所の樋門・樋管で、任意の期間に溜まったごみを採取し、ごみの種類や量を把握している。

調査では、主に市街地から流出する水路は、畑地や森林よりも、ごみの量が多く、生活系ごみの割合も高い傾向にあった。また、生活系ごみの種類は、ペットボトル以外の容器包装と発砲スチロールが多い傾向にあった。

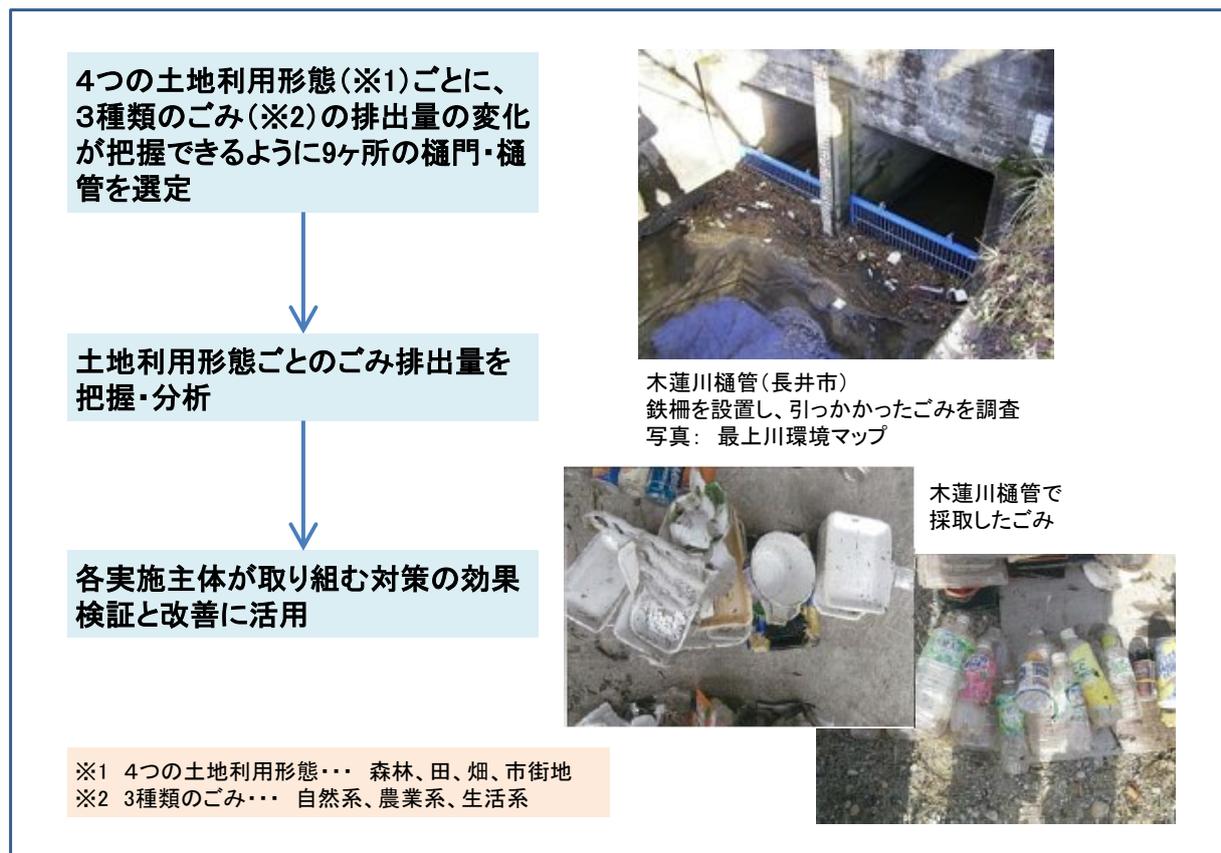


図 2-1 「樋門・樋管におけるゴミ調査」の概要

(山形河川国道事務所資料より)

(3) 河川ごみから海ごみへ

2007年度に実施した海岸漂着ごみ調査では、陸域起因の漂着物が占める割合は、57海岸の平均で62.3%（6.0～97.9%）であった。主要10品目の平均個数では2006年度調査で64.9%、2007年度調査で50.8%が陸域起因の漂着物と推定されている。

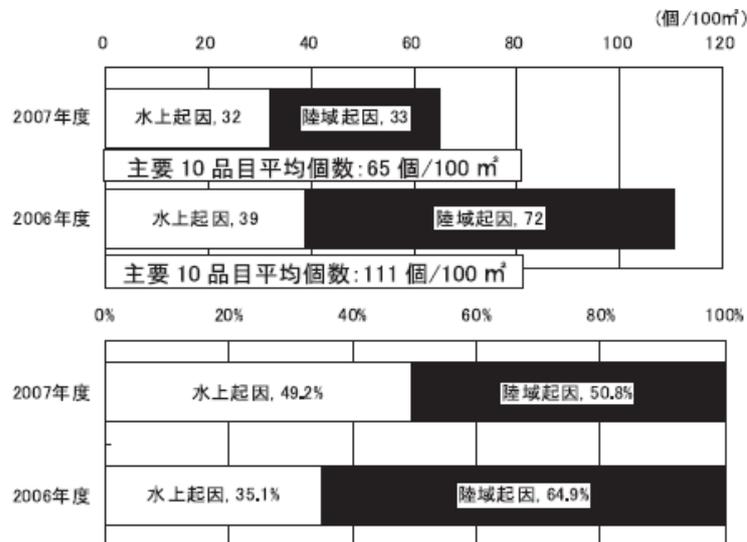


図 2-2 海辺の単位面積（100m²）あたり漂着物の発生起因別個数（上図）

※下図は割合を示す（文献 5）

財団法人 環日本海環境協力センターによる「海辺の漂着物調査」の結果

- ・2007年度は、日本の沿岸27都道府県、57海岸で調査を実施。調査は各自治体が市町村、NGO、こどもエコクラブ等の参加団体の協力を得て実施。
- ・漂着物の種類によって、以下のように陸域起因、水上起因を分類して集計した結果である。

陸域起因品目： ①タバコの吸殻、②ふた・キャップ、③飲料用プラボトル、④飲料缶
 ⑤袋類（農業用以外）、⑥使い捨てライター、⑦注射器

水上起因品目： ⑧ロープ・ひも、⑨ウキ・フロート・ブイ、⑩発砲スチロール製フロート

このように、河川は、散乱ごみ（陸ごみ）が漂流・漂着する場、あるいは投棄・残置される場であり、散乱ごみが海ごみに至る主要経路となっている。

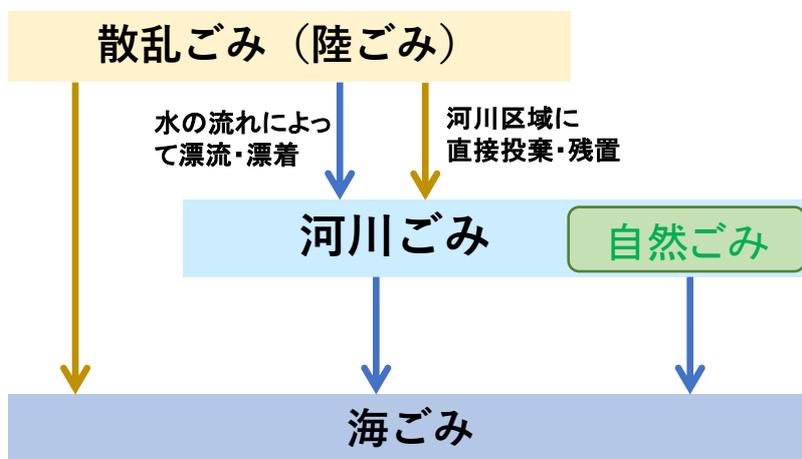


図 2-3 散乱ごみ（陸ごみ）、河川ごみ、海ごみの関係

■(参考)河川管理者によるごみ処分量の内訳

河川管理者が年間に処分するごみの量は、流域の土地利用によっては、流木・水草等の自然ごみ以上に、プラスチック・紙や粗大ごみ等の散乱ごみが多くなっている。また、自然ごみについては、特に大規模出水時に通常の塵芥処理の量を大幅に上回る場合がある。

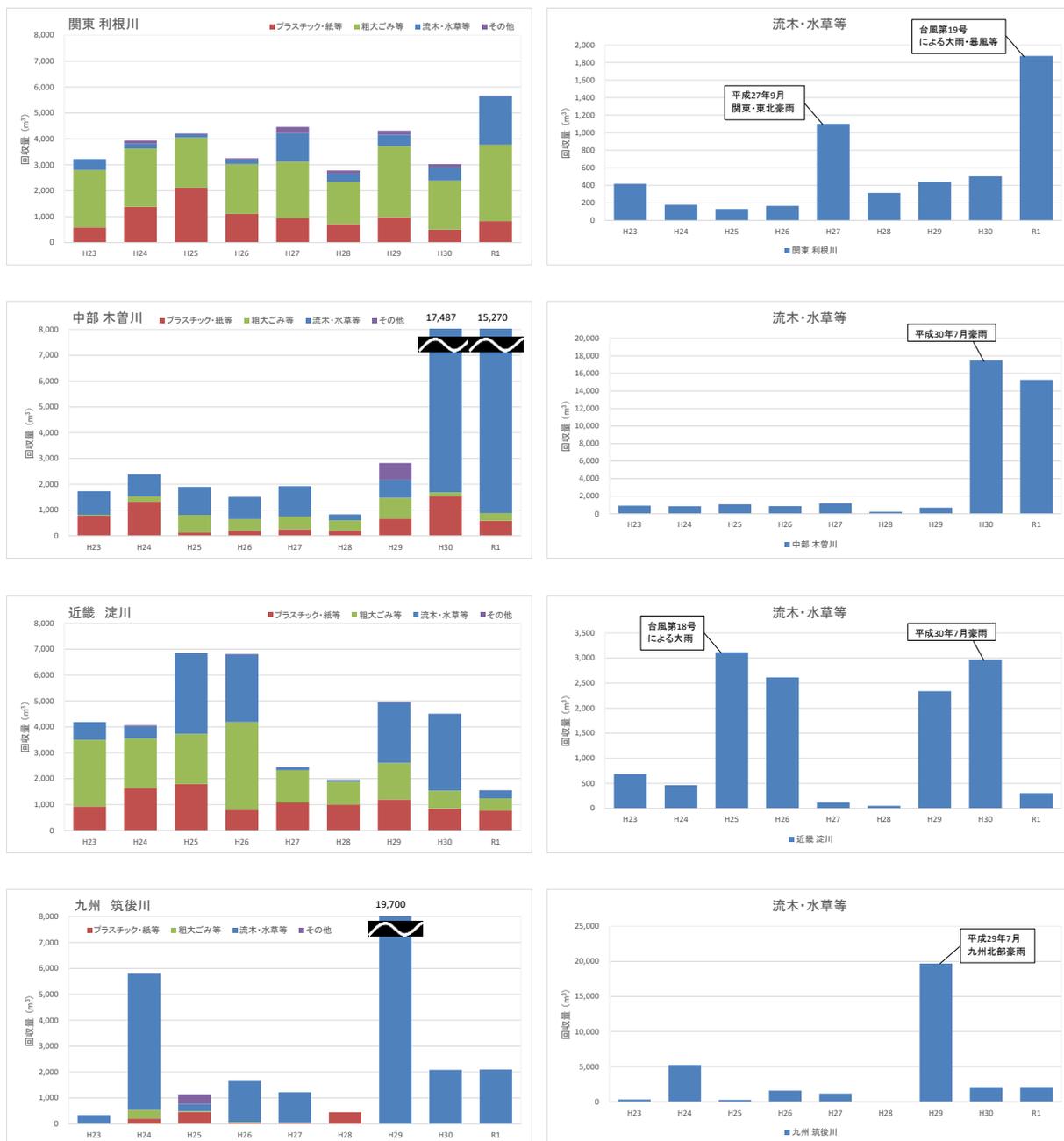


図 2-4 主な水系における塵芥処理ごみの経年変化

※左図は回収したごみ全体、右図は流木・水草等のごみについてのみ表示

※国土交通省の実績

3. 河川管理者の役割と課題

3.1. 管理者としての不法投棄への対処

河川区域をはじめ、国有地、公有地および私有地に、家庭ごみや一般廃棄物、産業廃棄物を投棄する行為は、以下の法律や政令で禁止されており、罰則規定が設けられている。

不法投棄に関する法規定(概要)

【河川法施行令】

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者【河川法施行令】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(第十六条(投棄禁止)) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(第二十五条) 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

【軽犯罪法】

(第一条二十七)

公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者は、これを拘留又は科料に処する。

(第二条)

前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる

※法律の条文については、参考資料参照

ここで、不法投棄された土地の所有者、管理者が行うべき対応について、法律では明確に規定されていない。しかし、一般には以下の対応が求められている。

■不法投棄の防止

自治体からは、土地の管理者に対し、以下に示すような不法投棄されやすい場所にならない適切な管理の実施や対策が求められている。

不法投棄されやすい場所

- ・人目につきにくい場所
- ・立ち入りやすい場所
- ・道路に面した場所
- ・（雑草が生い茂るなど）管理されていない場所
- ・すでにごみが不法投棄されている場所

■自治体(廃棄物担当)への連絡、相談

不法投棄に対する自治体の対応には様々なものがあり、警察と連携して不法投棄対策に積極的に取り組む自治体も多い。但し、不法投棄であっても、行為者が不明の場合は特に、その土地の管理者が処理することを求められる場合もある。

■警察への通報

例えば、警視庁では、環境を汚染する不法投棄等の悪質な廃棄物事犯や、生物多様性に影響を及ぼす野生動植物の不法取引事犯など、「環境犯罪」の取締りを強化しており、「廃棄物の不法投棄現場を見たりした場合は、最寄りの警察署や交番、又は警視庁総合相談センターに通報して下さい。」と呼び掛けている（警視庁HPより）。

但し、不法行為者を見かけた場合以外は、容疑者の特定が難しく、ごみに容疑者を特定するものが残っていたとしても、そのごみが意図的な投棄によるものか意図せず流出したものかを判定することは困難な場合が多い。

なお、不法投棄ごみに事件性を感じる場合（薬物、中身が不明なビニール袋(劇物や薬物が入っている可能性)など、不法投棄されたごみに危険を感じる場合)は、放置されていた場所からごみを動かさず警察に通報したほうがよい。

3.2. 河川ごみが及ぼす影響

河川ごみを処分せず放置した状態にしておくことで、様々な影響が懸念される。

(1) 河川管理施設や河川維持管理活動への影響

河川ごみは、河川管理施設の操作や防災活動、除草作業等に支障をきたす。さらに、河川維持管理の質低下をもたらす懸念がある。

- ・ 出水等により、ごみが樋管や水門の前面に堆積し、水門樋門操作や水防活動の支障となる場合がある。また、河川管理施設の損傷の原因ともなる。
- ・ 河川巡視においてごみを発見報告することは、その分できる巡視時間を削っていることになり河川管理水準の低下につながる恐れがある。
- ・ 堤防等に河川ごみが存在することで、除草時の作業員への危険性がある。
- ・ 堤防除草の刈草処分について、牧場へ無償提供などコスト縮減を図っているが、刈草への散乱ごみ混入を避けるため、塵芥処理にコストがかかっている。

(2) 河川環境への影響

景観悪化や悪臭、水質汚濁などの河川環境悪化を招く原因の一つであり、河川利用を阻害し、利用価値を低下させる。さらに、野鳥や魚類がこれらを誤食することによる生態系への影響も懸念される。

- ・ 環境整備（水辺の学校等）を行った箇所は、ワンドなど曲線的な箇所があり、ごみがたまり、景観・利用面で問題となりやすい。
- ・ 河川敷等への不法投棄は河川的美観を損ねるだけでなく、流水や土壌の汚染、生態系への悪影響、悪臭や蚊・ハエなど害虫の発生の原因となり、周辺利用者から苦情等もありその対応に苦慮することになる。
- ・ 河川ごみにはペットボトル等のプラ系ごみが多く、生分解されないため除去しなければ長期にわたり残存し、一方で紫外線等による劣化で細かく崩れてしまい、マイクロプラスチック等の発生につながる。そして、これらが水生生物や鳥類等の体内に蓄積する等、生態系に悪影響を及ぼす懸念がある。

(3) 漁業や利水施設への影響

- ・ 上水や農水の取水口にごみが集積することで、取水阻害の要因となっている。
- ・ 河川ごみが川を經由し海に流出して、漁業の操業や漁場環境に影響を及ぼす要因となっている。

3.3. 河川管理者による対応の現状

河川ごみが、河川管理に影響を及ぼし管理の阻害要因となることから、管理者としての責務により、不法投棄ごみの発見・回収・処分や不法投棄防止に対する取り組みを実施している。

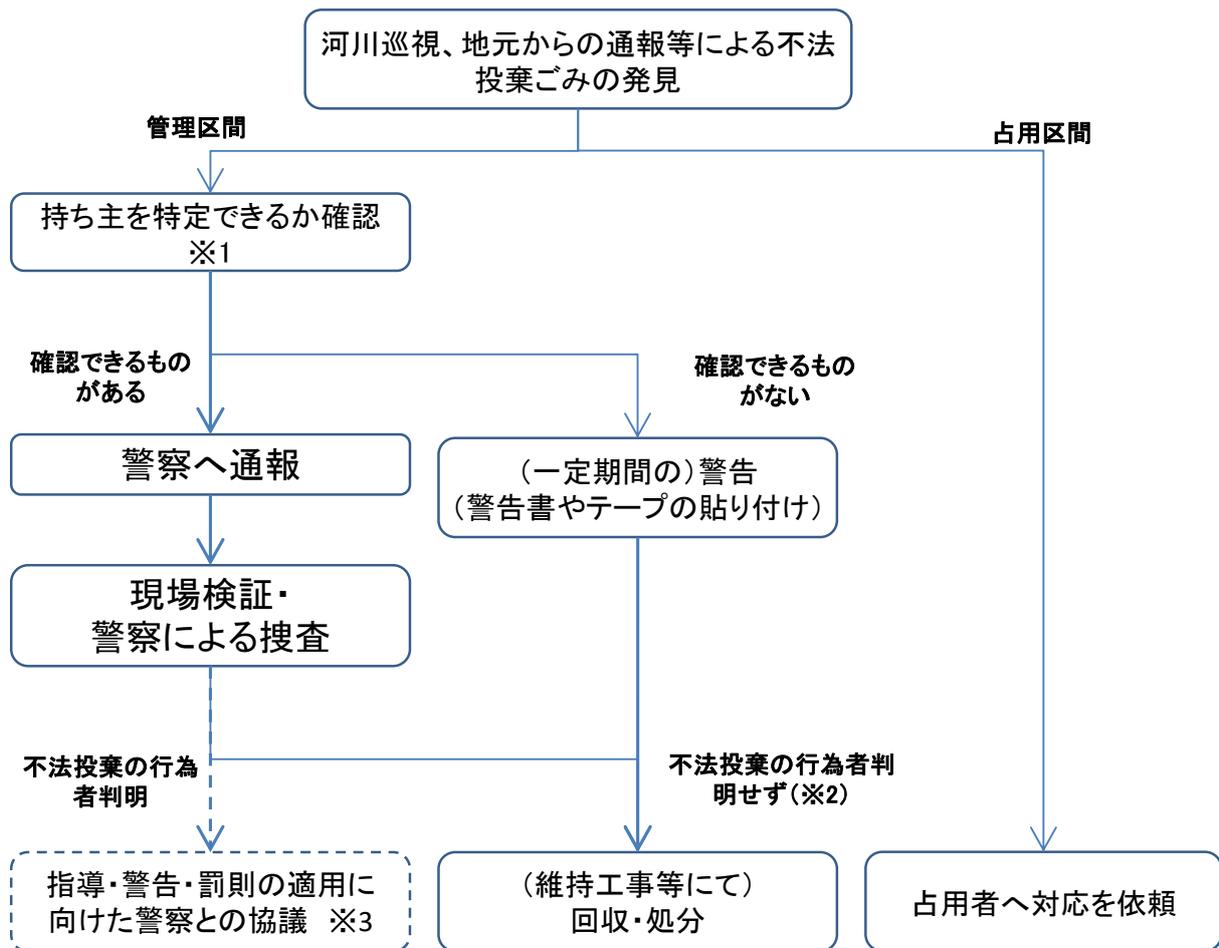
■河川管理者としての責務とは

- ・ 現行の法制度では、河川ごみに対する河川管理者の具体的責任は明示されていない（文献2）ものの、河川法（第15条の2）では、河川管理者は、「河川管理施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならない」と規定されている。
- ・ ここで、維持、修繕については、河川法施行令（第9条の3）、河川法施行規則（第7条の2）において、「適切な時期に巡視を行い、草刈り、障害物の処分その他の河川管理施設等の機能の維持」を最低限の技術的基準のひとつとしている。
- ・ また、「河川巡視規程例について（事務連絡）」では、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況把握を目的に巡視を行うものとし、その一つとして、「河川区域内においてごみ等の投棄が行われていないかの状況を把握する」としている。

(1) 不法投棄ごみの発見・回収・処分

河川管理者は巡視時に、不法投棄の抑止や早期発見と対応を行っている。巡視は「河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況把握を目的に行う」ものであり、不法投棄は巡視対象となる行為の一つと位置付けられている。

また、不法投棄ごみ発見後は、次ページの図に示すよう必要に応じて回収・処分を行っている。



※1 投棄されたごみに身元が判明するような物（氏名や住所が記載されたもの）がないかを確認
 放置自転車の場合は、盗難届の有無を所管の警察署に問い合わせる。

※2 ごみの身元情報から警察が個人を特定しても、当該者が河川敷に投棄した証拠がなく、行為者を判明できないケースが多い。

※3 不法投棄ごみに関連する主な法規定（但し、河川管理者の権限については規定されていない）

【河川法施行令】

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 （略）

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者【河川法施行令】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（第十六条（投棄禁止）） 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（第二十五条） 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

【軽犯罪法】

（第一条二十七）

公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者は、これを拘留又は科料に処する。

（第二条）

前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる

図 3-1 河川管理者による不法投棄ごみの対応例

(2) 不法投棄の防止対策

1) 河川清掃活動

全国の直轄管理河川では、様々な形態で定期的な河川清掃活動が毎年実施されており、全国の参加者は年間のべ50万人前後となっている。河川管理者をはじめ、自治会、市民団体、地方自治体、関係機関、学校、事業者、河川利用者など、幅広い参加者が参加している。

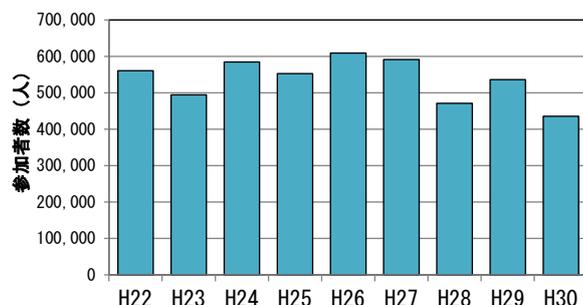


図 3-2 全国直轄管理河川での河川清掃活動参加者数の推移

出典：国土交通省調べ

2) 啓発・広報

啓発活動は河川ごみの発生抑制を図るための基本的な方策である。これまでも「河川ごみマップ」の作成、公表などを継続して実施している。

3) その他対策

不法投棄をしにくい環境づくりとして、通路の施錠や河川パトロール、監視カメラや注意看板の設置などの対策が実施されている。



(木曽川下流河川事務所 ごみマップチラシより抜粋)

3. 4. 河川ごみにおける課題と今後の対応

河川の維持管理を担う人員や費用への制約が増す中で、今後も河川ごみ対応を適切に行うためには、河川ごみ発生抑制の取り組みや新たな担い手の確保、多様な関係者との連携を一層進めていくことが重要となる。

- ・2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは2050年までに海洋プラスチックごみの流出をゼロに削減するという世界共通の目標も決定され、河川ごみの削減に対する社会的要請や河川管理者に向けられる期待も増加している。なお、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」（令和元年5月31日 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）においても河川管理者の役割が明記されている（参考資料参照）。
- ・一方で、河川管理施設の老朽化への対処や頻発する災害対応など、河川管理者が担うべき役割は増大しており、河川ごみの対応に充てる人員や費用にも制約が生じている。
- ・河川ごみは、散乱ごみと自然ごみが混在するため、回収・分別・処分に手間とコストがかかりやすく、さらに回収・処分しても再び発生し続けるため、多くの河川管理者が、河川ごみ対応に係る人員と費用の確保ができず苦慮している。さらには、回収および処分に要する費用が肥大化し、必要な河川維持修繕などが圧迫される傾向も懸念されている。
- ・また、河川ごみの一部は流域からの陸ごみにも由来していることから、河川管理者だけの対応では限界があり、河川ごみのより一層の削減には流域の様々な関係者と連携した活動が必要となっている。

このような課題を解決するには、今まで以上に地域と連携して、「**河川ごみの発生自体を抑制すること**」および「**河川ごみ対応の担い手の確保**」が重要であり、その実現に向けて、河川管理者は、以下の点について積極的に取り組むことが求められる。

「河川ごみの発生抑制」、 「河川ごみ対応の担い手の確保」に向けた、河川管理者が取り組むべき方策

①自治体との協力関係強化

- ・河川ごみ回収・処分の役割調整
- ・不法投棄ごみ対応の協力

②市民（団体）、企業との協働促進（パートナーシップの強化）

- ・河川協力団体との役割分担と活動への支援
- ・（占有による河川利用促進を背景とした）占有者による河川ごみ対応の拡大
- ・企業のSDGsに向けた取り組みの活用

③河川ごみ対応における多様な主体との連携

④上記の協力・連携等に基づく河川ごみ発生防止への尽力

- ・不法投棄対策
- ・啓発、広報
- ・一斉清掃等の河川清掃活動の普及促進

4章および参考資料では、上記点に着目した取り組み・方策の事例について具体的に紹介する。

■河川ごみ問題への取り組みは、河川管理における協働を育む重要なテーマ

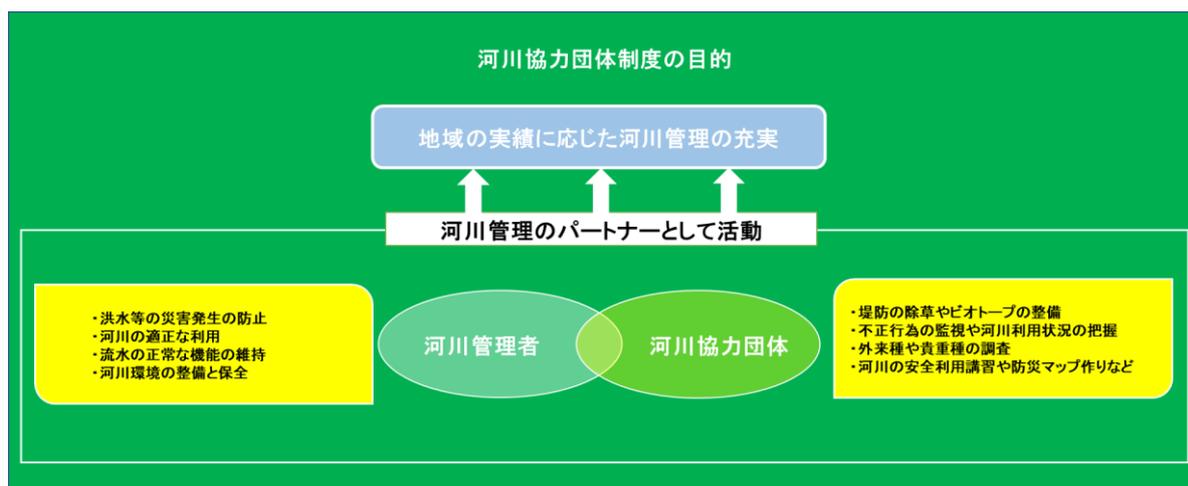
- ・ごみ問題は、河川管理者と市民(団体)、さらには流域の様々な関係者間の共通の問題となりやすく、河川管理の協働や流域の様々な関係者との連携を進める上で、良いテーマであると考えられる。

i)

- ・河川ごみの削減対策をきっかけにして、河川管理の協働や連携の組織づくりを進め、これを発展させる形で、治水・防災や環境保全活動に発展させていくことも可能であり、河川ごみ問題に積極的に関わることによって、地域との良好な関係づくりや治水・防災も含めた河川管理の質向上につながっていくことが期待できる。

※河川協力団体制度について

- ・河川管理を市民団体と協働で行う仕組みとして、河川協力団体制度がある。
- ・『河川協力団体制度』は、河川の維持、河川環境の保全等、河川管理に資する活動を自発的に行っているNPO、町内会等の民間団体を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置付けることにより、こうした自発的な活動を推進しようとするものであり、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られることを目的としている。



河川協力団体制度の目的

- ・河川協力団体は、河川法上のパートナーとして位置付けられることから、河川管理者は河川協力団体に対して必要な情報提供、指導、助言を行うこととなる。そのためには、河川管理者は河川協力団体とコミュニケーションを深め、相互理解の下、WIN-WIN となるような関係を構築することが重要である。
- ・なお、河川協力団体は、河川法（第 58 条の 12）によって、活動を行う上で必要な許可等の特例（占用許可手続きの簡素化）が認められている。また、河川管理者が行う必要のある活動を河川協力団体に担っていただく場合に、河川法 99 条に基づく委託が可能である。

参考資料：河川協力団体制度の手引き（案） 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

4. 今後の河川ごみ削減に向けた取組方策

本事例集では、河川ごみ削減に向けた取り組みとして、特に「河川ごみの発生抑制」や「河川ごみ対応の担い手確保」に着目した工夫や方策を紹介する。

河川管理者においては、管理する河川の状況に応じて以下の取組方策を参考として、河川ごみ削減対策に取り組むものとする。

4.1. 不法投棄対策 ～ 発生抑制への積極的な取り組みが重要

不法投棄が著しい河川では、この対応に割かれる人員、時間、費用が大きくなり、河川管理者の負担増やほかの河川維持管理に支障を及ぼす要因となっている。

このような事態を避けるためには、不法投棄の発生抑制に積極的に取り組むことが重要であり、具体的には以下の方策が参考となる。

表 4-1 不法投棄発生抑制の工夫・方策

工夫・方策	概要	参考事例	
監視の目を増やす	市民や警察と協力したパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティアパトロール ■ 警察との合同パトロール (岩木川、馬淵川) 	パトロールの担い手確保 警察との連携強化 ⇒ 詳細は「参考資料・事例①」
投棄しやすい場所を作らない	投棄しやすい場所への侵入制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川用道路の通行止め (赤川) 	(次ページ参照)
	堤防等を定期的に除草し、見通しのよい空間を維持する。		
不法行為であることを地域社会に訴え、周知する	看板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警察の連携による注意看板設置 (利根川上流) 	警察との連携強化 ⇒ 詳細は「参考資料・事例②」
	積極的な記者発表	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ・新聞への掲載による発生防止 (岩木川・馬淵川) 	(次ページ参照)

■「河川用道路の通行止め」対策について

※赤川の事例紹介

- ・不法投棄が多い区間のため、不法投棄防止のため、管理用通路の通行止めを試行的に実施
- ・通行止め以降（124日間）の検証期間では、不法投棄件数は0件であった。
- ・試行結果については、河川の不法投棄の現状周知と不法投棄抑止及び通行止めのお知らせのため、記者発表を実施
- ・緊急車両が通行できない等の課題もあるため、通行止めをしなくても不法投棄を減らせる取り組みが必要。また、利用者のマナー向上も重要な課題と思われる。

記者発表資料
平成22年12月 1日
酒田河川国道事務所

**赤川堤防の管理用通路※(鶴岡市伊勢横内
地内)の通行止めを試行した結果、不法投棄
件数0件でした。**

平成22年7月30日から平成22年11月30日まで、赤川へのゴミ
の不法投棄を防ぐため、鶴岡市伊勢横内地内の管理用通路の通行止
めを試行的に実施した結果、不法投棄件数0件でした。

※管理用通路…河川巡視、水防活動等のために設けられた堤防上の通路。

【通行止めの試行状況】

- 通行止め区間
鶴岡市伊勢横内地内(羽黒橋付近) から 鶴岡市斎藤川原地内(鶴羽橋)まで
(赤川左岸19.1k~20.2k付近) 約1.1kmの区間
- 通行止め期間
平成22年 7月30日(金) から 平成22年11月30日(火) まで(124日間)

【通行止め以前の不法投棄の状況】

伊勢横内地内(赤川左岸約1.1kmの区間)の河川敷での過去5ヵ年同時期(平成17年度
~21年度)の不法投棄状況

- 不法投棄件数
25件(年平均5件)
- 不法投棄の処分に必要な費用
およそ25万円(年平均およそ5万円)

【通行止め以降(124日間)の検証結果】

伊勢横内地内の河川敷での検証結果

- 不法投棄件数 0件
- 緊急車両の通行回数 0回

不法投棄件数が0件、投棄物の処分費も0円となり予想以上の効果が得られました。

(発表記者会)酒田記者クラブ、鶴岡記者会

お問い合わせ先

国土交通省 酒田河川国道事務所
河川管理課長 島山 正文(はたけやま まさふみ)
酒田市上安町1-2-1 ⅴ:0234(27)3331

酒田河川国道事務所 赤川出張所
赤川出張所長 大津 輝男(おおつ てるお)
鶴岡市宝田2-3-55 ⅴ:0235(23)2032

■「テレビ・新聞への掲載による発生防止」について

※岩木川・馬淵川の事例紹介

- ・悪質な不法投棄を発見した場合は、警察に通報し、積極的に記者発表を実施。
- ・数回テレビ放映や新聞記事に掲載される。
- ・その後、同じ場所では同程度の悪質な不法投棄は発生していない。
- ・「ネットの時代」と言われつつも、やはりテレビや新聞の影響は無視できないと考えている。

(ホームページは興味のある人しか見に来ないが、テレビや新聞は偶然目に入ることもある。特に高齢者には有効である。)

4.2. 河川清掃活動 ～ 自治体の協力のもと、参加者を増やす

全国の直轄管理河川では、様々な形態で定期的な河川清掃活動が毎年実施されており、河川管理者をはじめ、自治会、市民団体、地方自治体、関係機関、学校、事業者、河川利用者など、幅広い参加者が参加している。

しかし近年、高齢化・少子化や地域内のつながりの希薄化等を背景に、河川清掃活動の継続にも懸念が生じている。

河川清掃活動は、実質的な河川ごみ削減効果があるだけでなく、参加者が河川への理解を深める効果もあると考えられる。また、河川清掃活動に参加している様々な主体や個人との連携関係を構築していくことは、円滑で効率的な河川管理に資するものと考えられる。

今後も清掃活動を維持しさらに活性化を図っていくためには、河川管理者として特に以下の取り組みが重要となる。

- ①清掃活動により集めたごみの回収・処分について、自治体の協力を得るよう調整する。
- ②清掃活動の参加者を増やす取り組み・仕組みを整備する。

(1) ごみの回収・処分の調整

円滑な河川清掃活動を行うためには、ごみの回収、処分の実施・費用負担方法を決めておくことが重要である。

回収・処分は、河川管理者と沿川自治体が担い、役割分担のケースとして以下がある。

ケース	ごみ拾い	回収(費用負担)	処分(費用負担)	実施事例
1	参加者	河川管理者	河川管理者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 荒川、渡良瀬遊水地(粗大ごみ) ■ 豊川・矢作川アダプト
2	参加者	河川管理者	沿川自治体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大和川(一部を実施) ■ 江の川(一斉清掃時)
3	参加者	沿川自治体	沿川自治体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 荒川、渡良瀬遊水地、吉野川アダプト(一般ごみ) ■ 遠賀川 ■ 尻別川 ■ 大和川 ■ 江の川(ラブリバー登録地)

ケース1では、ごみ処分費の増加に苦慮する場合がある。ごみの回収・処分費の抑制は、河川管理者、自治体共通の課題ではあるが、清掃活動が拡大し、河川ごみの削減が進めば、河川管理者、自治体双方にメリットがあるため、ケース2のように、負担も協力して担う考え方もある。

清掃活動に自治体が主体的に参加していると、ケース3のように収集したごみの回収・処分を自治体が担う場合が多くなっている。

なお、環境省通達「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進(平成22年3月30日)」では、「民間団体等が回収した海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする」ことが示されている(参考資料参照)。

重要なのは、河川清掃活動に対する河川管理者と沿川自治体の安定した協力関係の構築であり、そのための担当者間でのコミュニケーションの充実である。清掃活動については特に自治体の環境部局（廃棄物担当や市民団体支援担当）との日頃の関係構築が重要である。

(2) 清掃活動の参加者を増やす取り組み・仕組みを整備

清掃活動への参加を促す工夫・方策として、以下が参考となる。

表 4-2 河川清掃活動の参加者を増やす工夫・方策

工夫・方策	概要	参考事例	
河川一斉清掃	「一斉清掃」というきっかけを通じて、河川に関わる多様な関係者への参加をよびかける。	■川と海のクリーン大作戦(伊勢湾流域圏)	清掃活動のよびかけを伊勢湾全体に拡大 ⇒詳細は「参考資料・事例③」
		■江の川	(次ページ参照)
市民団体との協働促進	市民団体(NPO 法人)に清掃活動のコーディネートを実施してもらう。	■荒川クリーンエイド	市民団体が清掃活動の仕組みづくり・運営を主体的に実施 ⇒詳細は「参考資料・事例④」
		■尻別川クリーン作戦	楽しく参加できる工夫を実施 ⇒詳細は「参考資料・事例⑤」
河川利用者、占有者による主体的な河川ごみ対応の促進	利用者・占有者あるいはそれらが構成員となる協議会等が主体となって河川清掃活動を実施	■ラブリバー制度を活用した美化活動(江の川)	占有者に加え利用者也清掃活動に継続して参加 ⇒詳細は「参考資料・事例⑥」
		■利根川上流河川利用者協議会の取り組み	(次ページ参照)
企業のSDGsに向けた取り組みの活用	CSRやSDGsとして清掃活動に取り組む企業の活用	■豊川における企業との連携活動(アダプト制度)	企業が竹林整備ボランティアを実施 ⇒詳細は「参考資料・事例⑦」
新たな仕組みの導入	幅広い参加を可能とする仕組みを導入	■アドプトプログラム(吉野川等)	130以上の団体の参加により河川約90kmにわたって活動 ⇒詳細は「参考資料・事例⑧」
		■いつでもできるゴミ拾い(荒川)	(次ページ参照)
活動へのインセンティブづくり	表彰		

■「河川一斉清掃」について

※江の川の事例紹介

- 江の川上流河川環境改善協議会において、河川環境改善の取り組みとして、江の川の一斉清掃について調整を進めていくこととなった。（平成 27 年度）
- 各団体の活動を調査したところ、多くの団体がすでに江の川にて清掃活動を行っていることが分かり、これら団体に一斉清掃をよびかけた。
- 平成 28 年には、国、市、漁協、環境協会、企業が参加し、一斉清掃を実施
- 一斉清掃を行う場合には、1 年前から清掃活動を決定し伝えておかなければ各団体の年間実施計画に盛り込めない。
- 現在は、三次河川国道事務所および三次市の主催で、広く広報を行い実施している。

お知らせ



国土を創え、力かで保てる
中国地方整備局
三次河川国道事務所
Mitsui Office of River and National Highway

資料提供
三次記者クラブ

平成 28 年 7 月 28 日

はじめての取り組み！
江の川で一斉清掃を行いました！！

～平成 28 年 7 月 16 日（土）実施～

平成 28 年 7 月 9 日（土）に安芸高田市及び三次市で予定した、江の川一斉清掃は当日の天候等により中止しましたが、三次市については平成 28 年 7 月 16 日（土）に延期して、地域の人たちや河川敷を利用している様々な団体などが一緒になって清掃を行い、2トントラック2台分のゴミが回収されました。

1. 実施日：平成 28 年 7 月 16 日（土）午前 7 時から 9 時ごろ
2. 実施場所：江の川本川、馬洗川、西城川の堤防及び河川敷周辺（別紙「実施箇所」参照）
3. 参加団体等及び参加人数：約 400 名（別紙「参加団体」参照）
4. 主催：江の川上流河川環境改善協議会
国土交通省（三次河川国道事務所、土師ダム管理所）、広島県（環境県民局環境保全課、土木建築局河川課、農林水産局水産課）、三次市、安芸高田市、一般社団法人三次市観光協会、可愛川漁業協同組合、江の川漁業協同組合、江の川カッパ道場、NPO 法人みよし子育て・学び支援あすなろ）

お問い合わせ先
国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道
（技）副所長（河）
（担当）占用調整課
（広報担当窓口）調査設計課
広島県三次市十日市西
TEL: (0824) 63-4121 (代)



■「河川利用者、占有者による清掃活動」について

※渡良瀬遊水地の事例紹介

- 「利根川上流河川利用者協議会」は、利根川上流河川事務所管内の利根川における河川美化の促進、計画的な高度利用、並びに改修事業の促進及び利用者相互の連絡調整を行い、もって河川の適切な利用を図ることを目的」として設立されている。
- 構成機関は、沿川の市町、土地改良区、砂利採取組合等 58 機関。主な活動は河川清掃活動のほか、河川愛護作品集のとりまとめ、河川愛護・美化活動の表彰である。
- 渡良瀬遊水地等は、多くの人々に利用されてきたが、ごみの不法投棄が目立ち自然環境や景観の悪化が懸念されたことから、協議会と河川事務所が事務局となって一斉清掃を実施（平成 31 年は全体で 272 団体、約 5 千人が参加）
- 渡良瀬遊水地はラムサール条約に登録されていることを周知し環境保全の意識の高揚を図り参加を募っている。

遊水地の豊かな自然を未来まで…

渡良瀬遊水地 クリーン作戦

を行ないます。



参加者
募集

みんなでゴミを
拾いましょう

令和
2年 4月11日(土)

9:00開始(8:30集合/受付)

8:30 集合 受付・作業説明等

9:00～ 渡良瀬遊水地内のゴミ拾い

11:00 作業終了・解散

※事前申込み不要

問合せ及び集合場所	
古河市 ☎0280-76-1511 【三好町舎 環境課】	集合 場所 エントランス広場
小山市 ☎0285-22-9286 【環境課】	集合 場所 下生井堤防
野木町 ☎0280-57-4131 【生活環境課】	集合 場所 野瀬グラウンド
栃木市 ☎0282-62-0919 【国土環境課】	集合 場所 渡良瀬遊水地ハートランド城
板倉町 ☎0276-82-6132 【生活環境課】	集合 場所 渡良瀬町民運動場
加須市 ☎0280-61-1205 【北川辺総合支所 地域振興課】	集合 場所 下宮橋駐車場
日本 部 ☎0480-52-3957 【利根川上流河川事務所】	集合 場所 谷中瀬子供広場売店前

ぜひ、ご参加ください。

情報は古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市のホームページでご確認ください。

主催 利根川上流河川利用者協議会

※クリーン作戦は、関東地域づくり協会から助成金を受けて実施しております。

■「新たな仕組みの導入」について

※「いつでもできるゴミ拾い(荒川)の事例紹介

- ・気軽に誰もがいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える仕組みとして平成12年に導入された。
- ・ゴミ袋の用意やゴミ仮置き場が出来れば、ゴミ拾いをする意思のある人が多いことが、利用者アンケート及び「荒川下流部ゴミ対策懇談会」の議論の中で明らかとなったことが背景となり、提案された。

【仕組みの概要】

- ①ゴミ袋は国が用意（軍手等は各自用意）
- ②占用地管理員詰所や河川巡視員が配布
- ③沿川市区がゴミ仮置き場を設定
- ④沿川住民や利用者は、比較的自由に場所、日時、グループに拘束されずに、ゴミ拾いができる。拾ったごみは仮置き場に置く。
- ⑤ごみの処理は、ゴミ仮置き場の管理者（占有者）が実施



ガンブッチ看板（ゴミ袋配布場所）



戸田野球場管理小屋



荒川戸田橋サッカー場管理小屋



専用集積場所



専用ゴミ袋

板橋区HPより

4.3. 啓発、広報 ～ 市民団体や企業のノウハウ・情報発信力を活用

啓発活動は河川ごみの発生抑制を図るための基本的な方策である。これまでも河川管理者が積極的に啓発活動を実施し、河川ごみの発生抑制につながった取り組みもあるものの、数年単位で担当が変わる河川管理者の制約から、啓発・広報活動の継続に課題が生じる可能性もある。

このような課題に対処するため、啓発・広報を担う組織（会議や拠点）を作る方策や市民団体や企業がもつ啓発・広報のノウハウや情報発信力を活用する方策が参考となる。

表 4-3 啓発・広報の継続やノウハウ獲得・継承の工夫・方策

工夫・方策	概要	参考事例	
河川管理者による積極的な啓発・広報	積極的な記者発表	■テレビ・新聞への掲載による発生防止(岩木川・馬淵川)	⇒4.1 参照
	河川ごみマップの活用		(次ページ参照)
	出前講座の実施 SNSの積極的な利用など		
啓発・広報を担う組織(会議や拠点)を設置	協議会を組織・運営	■大和川水環境協議会・啓発分科会の設置	流域自治体と協働で啓発・広報を企画・実施 ⇒詳細は「参考資料・事例⑨」
	拠点づくり	■遠賀川水辺館の運営	(次ページ参照)
市民団体や企業 がもつ 啓発・広報のノウハウや情報発信力の活用	河川協力団体との協働促進	■河川法第九十九条に基づく委託(球磨川)	河川協力団体のノウハウを活かしごみについての学習や啓発を実施 ⇒詳細は「参考資料・事例⑩」
	企業の活用	(例えば、亀岡市と企業による環境学習支援)	

■「河川ごみマップの活用」について

- ・109水系を所管する河川管理者（河川事務所）のほとんどは、河川巡視活動等で発見・通報された不法投棄ごみの情報を、所管する河川の地図上に表示し「河川ごみマップ」として作成し、ホームページ等で公表している。
- ・河川ごみマップの幅広い周知と啓発を図るため、令和2年に全国川ごみネットワークが主催し「市民が選ぶ 川ごみマップ大賞」が選定、公表された。
- ・大賞は、千歳川河川事務所作成のごみマップ(右)であり、デザインやポイ捨て禁止をよびかけるアイデアが評価されている。
- ・このような河川ごみマップの更なる活用に向け、河川ごみマップのレベルアップや市民の協力も取り入れたマップ作成・啓発の実施も考えられている。
- ・ごみ問題は、河川管理者と市民(団体)、関係者間の共通の問題となりやすく、地域と一緒にごみマップを作ることは、そのプロセス自体が市民参加や協働を促すきっかけになりうる。



■「拠点づくり」について

※遠賀川の事例紹介

- ・「遠賀川水辺館」は、災害時には防災活動の拠点として、平常時には防災や川の学習や地域住民の活動拠点として平成16年に事務所の隣に開館。NPOが毎日常駐し運営している。
- ・遠賀川水辺館での取り組み(イベント・講演会・環境学習など)を通じて、遠賀川の環境問題、防災問題に興味をもってもらう契機となっている。
- ・ごみ問題についても、定期的な清掃活動や、ごみ投棄、マイクロプラスチック問題についての講演などの活動を行っている。



遠賀川河川事務所 HP より

4.4. 連携促進 ～ 流域連携や広域連携活動を活用する・参画する

全国の河川には、河川管理者と沿川自治体が構成メンバーの核となり、学識者、住民、市民団体、関係団体等が参加する連携組織が数多く存在する。

例えば、矢作川では、行政、学識者、住民、市民団体、関係団体等がメンバーとなっている「矢作川流域圏懇談会」において、河川ごみ問題を含む流域のあらゆる問題について、議論している。

このような連携組織が主体となり河川ごみ削減対策を実施する方策は、自治体との協力関係の構築や多様な関係者の参加促進、活動の継続性確保を行いやすいメリットがある。

しかし、河川ごみ対応のために新たな連携組織を河川管理者が主体となって作ることは、負担増の懸念もあり容易ではない。

そのため、「既存の連携組織」の実績ある協力関係を活用する、または沿川、流域やさらなる広域を対象とした連携組織に参画していくことが考えられる。これらの連携組織において、例えば都市部の人々が地方の活動に取り組むなどの人員確保の工夫を行い、活動の継続性を確保することや、流域全体のごみ発生抑制・啓発に協力し、河川ごみの発生削減につなげていくことが期待できる。

表 4-4 地域主体の流域連携、広域連携の構築、参画の工夫・方策

工夫・方策	概要	参考事例	
既存の連携組織を活用	水質汚濁防止対策連絡協議会の活用	■ 遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会	規約を改正して、ごみ問題に流域全体で取り組む ⇒詳細は「参考資料・事例⑪」
	(例として) 河川協力団体連絡会議の活用 利用者協議会の活用	■ 利根川上流河川利用者協議会の取り組み	⇒4.2 参照
	自治体が主体となって組織する「不法投棄対策に関する連絡会・協議会」への参画		
広域的な連携組織への参画	各都道府県が主体となって組織する「海岸漂着物対策協議会」への積極的な参画	■ 富山県海岸漂着物対策協議会小矢部川流域部会への参画	海ごみの対策協議会への参画 ⇒詳細は「参考資料・事例⑫」
新たに連携を作る	(例として) 災害対応(洪水時の流木対応など)を契機に連携を図る	■ 川と海のクリーン大作戦(伊勢湾流域圏)	出水時の流木回収の活動をきっかけに、清掃活動のよびかけを伊勢湾全体に拡大 ⇒詳細は「参考資料・事例⑬」

5. 参考資料

5.1. 参考事例の詳細

本編にて参考事例として提示した河川ごみ削減方策について、取り組みのきっかけや経緯、工夫のポイント、成果と課題等について整理した。

事例①

ボランティアや警察との合同パトロールの実施(岩木川・馬淵川)

きっかけ・課題

- 不法投棄が多い
- 河川巡視、注意看板設置、清掃活動等の後方支援等を実施しても効果が薄く、現状を打破したい。

課題対応のポイント・工夫

- 河川管理者から住民や警察にパトロールの実施を声掛け
- 皆が、不法投棄に対する問題意識を共有し取り組みに賛同(取り組みの実現と継続の一番の要因)
- 目立つように一緒に大勢でパトロールすることで、地域の皆さんにも知ってもらえ、抑止力も期待できる。
- 毎年続けることで、地域の恒例行事にもなっている。



青森河川国道事務所 藤崎出張所HP

取り組みの仕組みや体制づくり

河川管理者から声かけを実施

- 岩木川水質汚濁対策連絡協議会(水対協)にて告知
- 事務所、出張所HPで参加募集
- 河川愛護団体へ呼びかけ

ボランティアパトロール開始(H21年より)

- 不法投棄対策の趣旨に賛同した団体・企業によりパトロールを実施

【仕組みの概要】

(事務所出張所HPより抜粋)

※以下を目的にボランティアによる河川パトロールを実施

- ①水難事故防止の呼びかけ・危険箇所及び危険行為の発見などの河川管理上の安全対策活動を行い安全な地域づくりを行う。
- ②不法投棄の監視・清掃活動を行い、美しい河川環境を保つ。

※清掃活動の際に必要な資材の提供やごみの回収については、河川管理者が用意
※ボランティアパトロール中に起こり得る、あらゆる損害については自己責任としている。

警察へも協力打診

- 水対協のメンバーでもあった青森県警に協議会の場で打診

警察との合同パトロール開始(H22年より)

- 電話で要請し、趣旨に賛同いただき快諾を得る

自治体への協力打診

- 地域の問題として問題を共有するため打診。

合同パトロールへの自治体参加

- 占用申請や各種相談毎で出張所に来訪した際に依頼。快諾を得る

ボランティア、警察、自治体とは文書の取り交わしをせず口頭で依頼し実施。

取組実績と成果

- 岩木川では、令和2年11月時点で20団体のべ4,817名の皆様にご協力頂き、累計で152回のボランティアパトロールを実施
- 関係者間で、不法投棄の多い箇所、要注意箇所を共有
- 活動状況を出張所ホームページにて紹介。テレビや新聞にもとりあげられている。
- 合同パトロール区間における不法投棄は少しずつ減ってきている印象がある。

10.2 不法投棄防止の合同パトロールを実施しました

青森河川国道事務所、八戸警察署、八戸市が、馬淵川河川敷で不法投棄防止合同パトロールを行いました。各団体から8名が参加し、河川敷の巡回と家庭ゴミの回収をするともに、地域全体で不法投棄を見逃さない取り組みを確認しました。



不法投棄には罰則があります！



事務所作成広報資料の抜粋



事務所提供資料

【担当部署】
東北地方整備局
青森河川国道事務所 河川占用調整課

事例②

地元警察との連携による看板設置(利根川・渡良瀬川・思川)

きっかけ・課題

- 河川巡視において、不法投棄に関する報告が多い(年226件: H27古河出張所管内)
- 不法投棄の件数を減らし、業務の効率化を図りたい。

課題対応のポイント・工夫

- 不法投棄削減は河川管理者と警察の共通の課題である意識から、地元警察に協力を依頼し看板を作成。
- 文言の工夫や警察官やパトカーの写った写真を使用し「捨てにくい看板」として効果を発揮
- 警察の協力を得るには、日ごろからの関係づくりと警察のメリット(不法投棄対応の負担軽減)をうまく伝えることが重要。

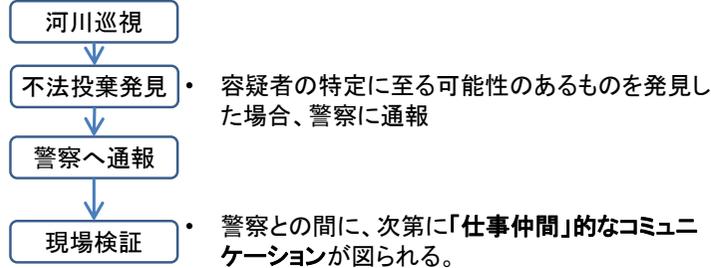
事務所提供



茨城県警との連携による看板

取り組みの仕組みや体制づくり

日頃の不法投棄対応を通じて警察との関係構築



不法投棄の削減に向けた意識の共有

- 警察 : 現場検証等に割く時間が減少
- 河川管理者 : 不法投棄ごみの処分費削減

警察に協力を依頼し、試作看板を作成、設置

- A3サイズの手作り看板を設置
- 設置後3か月で、不法投棄件数が前年比3割減少

一定の効果を果たしたことから本格導入



栃木県警との連携による看板

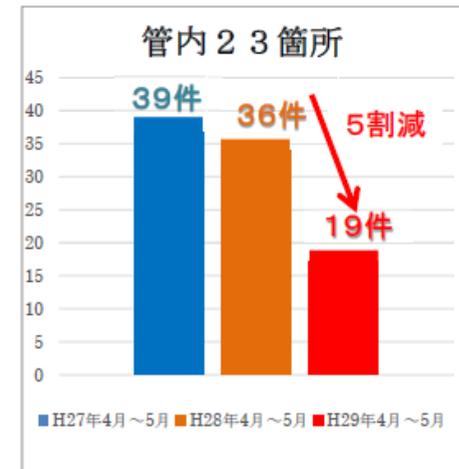
※不法投棄する人にとって、一番いやなこと(容疑者として警察に検挙される)を盛り込んだ内容

- ①写真の工夫
警察官やパトカーの写真
→警察と連携している。
- ②文言の工夫
「みなさまのご協力」
→ 防犯意識の高い住民の目がある。
「容疑者を検挙」
→ 検挙(逮捕)はされたくない。

- 幅1100mm、高さ1400mmの大きさと製作
- 費用は、維持工事の「雑工」で対応

取組実績と成果

- 不法投棄される河川敷への入口である堤防坂路を中心に古河出張所管内23箇所にH29年3月に設置。
- 看板設置後、不法投棄の件数は約半減した。



看板設置後の効果

件数は、2ヶ月の管内総件数で比較

- 警察との連携を示す写真や文言の看板掲載は、捨てる人に対し、「捨てにくい」と感じさせる効果がある。

【担当部所】
関東地方整備局
利根川上流河川事務所 管理課

- 茨城県警との協議では、「検挙」の事実がない中で文言掲載はできないと難色を示されたことから、「不法投棄監視中」とした。その上で、警察官とパトカーの写真撮影し看板掲載の協力を得た。

事例③

伊勢湾流域圏における河川一斉清掃(川と海のクリーン大作戦)

きっかけ・課題

- 平成11年の出水により、長良川に堆積した大量の流木回収をボランティアと協力して実施したことから始まる。
- 不法投棄等のごみ問題が拡大していた背景もあり、ごみ問題の実態と河川愛護の啓蒙をより広域的な認識・活動とすべく、「河川一斉清掃」の取り組みの輪を徐々に広げる。
- 伊勢湾の漂流漂着ごみの問題解決に流域全体(海岸含め)で取り組むべく、現在の伊勢湾を取り巻く河川と海岸での清掃活動に発展

課題対応のポイント・工夫

- 自治体や河川愛護団体と河川管理者との日頃のお付き合いが一斉清掃参加の素地となっていた。
- 広域に参加をよびかけ、参加の機運を作り出す。
- 各地区の事務局を自治体と河川愛護団体が担当
- 河川管理者は、各事務局の意向把握、連絡調整を実施



中部地方整備局HPより

取り組みの仕組みや体制づくり

事務所・出張所単位での日頃の関係づくり

長良川の流木回収を地域住民との協働により実施(平成11年)



流木等の散乱状況

河川一斉清掃の様子

長良川の取り組みを契機に、整備局により一斉清掃の実施を呼びかけ

事務所、出張所に関わりのある自治体等が参加を表明

伊勢湾流域全体の自治体が足並み揃えて参加

平成11年 長良川で実施
 平成12年 木曾三川に拡大
 平成13年 庄内川、三重4川、津松坂港海岸が参加
 平成14年 豊川、矢作川、伊勢湾沿岸部も参加
 平成15年 三河湾沿岸部も参加

- 秋のイベントとして定着
- 自治体担当者が当事者意識をもって取り組む

- ごみ袋の供給や回収などの協力を通じた、市民団体や自治体との「お付き合い」

- 台風16号(H11.9.15)により長良川に大量の流木等が流出
- 行政が通常処理する量を大きく超え、処分に多大な費用と時間を要する危機的な状況に直面。

- 長良川では、「長良川を美しくしよう運動の会」による清掃活動が展開されていたため、長良川の流木回収について、共同で行動することとし、木曾川上流工事事務所(当時)がボランティアの募集窓口を実施。
- 記者発表、新聞広告(岐阜地区の新聞で2回)、関係市町村広報誌、新聞折り込みチラシによる周知を実施。自治体でも自治会、市民サークル、農協等に呼びかけをおこなったことで、12,000人を超える地域住民・ボランティアが参加。
- 河川敷に堆積した「流木・ごみ」対策を地域住民と管理者が協働で行う「協働管理」の先進事例として成果を上げた。

長良川を美しくしよう運動

- 1973年(昭和48年)、地元新聞社・放送局により、ふるさとと長良川を守るキャンペーンとして「長良川を美しくしよう運動の会」が設置され、ボランティアによる清掃活動を展開。
- 「長良川を美しくしよう運動の会」は年3回長良川の清掃活動をしているが、事務局体制がなく毎回、新聞呼びかけを行い、2000人程度で活動を実施。

事例③

伊勢湾流域圏における河川一斉清掃(川と海のクリーン大作戦)

取り組みの仕組みや体制づくり

自治体や団体が主軸となり、国がバックアップする体制

清掃活動は会場ごとに、自治体や団体が事務局を担う体制を最初から実現



- 当時から、自治体では、ボランティア活動を推進する事業を実施しており、担当部所と市民団体との協力・支援関係が形成されていた。
- 一斉清掃の事務局としての活動内容や方法に縛りがあるわけではなく(※)、普段の清掃活動を統一実施日(前後)に行う対応が可能。

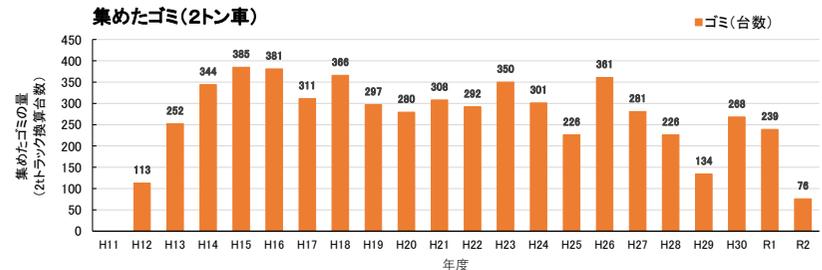
(※参加人数と回収したごみの量は報告が必要)

一斉清掃の役割分担

役割	分担	補足
呼びかけ人	中部地方整備局(河川事務所含む) 愛知県、岐阜県、三重県、各河川、海岸沿いの市町村、賛同企業や団体等	河川管理者は、事務局の意向を把握するための事前連絡会議を水系毎に実施 また、各清掃会場に挨拶、監督要員として事務所職員を派遣
一斉清掃の事務局	代表市民団体 または代表市町村	主に開催会場単位での事務・連絡調整を実施
参加者の募集案内	呼びかけ人全般	一部ではチラシ印刷、保険加入を国が負担
清掃活動の道具提供	事務局または国	以下のケースがある。 国(提供): ごみ袋 国(貸出): ごみばさみ、旗 事務局等: 軍手、ごみ袋、旗等
ごみの回収	主に事務局(または国)	国分担のケースとして以下がある。 ・自治体指定場所までごみ運搬のみ実施 ・家電、粗大ごみ等の自治体が対応できないもののみ回収 ・すべて国負担
ごみの処分	主に事務局(または国)	自治体が対応(予算確保)できない場合に国が負担

取組実績と成果

- 秋のイベントとして定着。自治体担当者が当事者意識をもって取り組む
- 22年間(H11～R2)での延べ参加人数は約85万8,000人、集めたごみは約11,580トンにもものぼっている。



※ゴミの量は、各箇所における回収量を2トントラック積載量に換算して計上 ※平成11年度は流木の回収であるためゴミ量の推移には示していない

今後の課題

- 不法投棄や処分費用は減少していない。地域外からの持ち込みが制限されていないことが要因として考えられる。
- 参加者減少の改善が必要。
※活動のベースとなった河川管理者、自治体、地元団体の日頃の関係を広げることが必要。(広報の充実、清掃活動の付加価値(楽しく参加できる工夫))
- 新型コロナウイルス感染防止で清掃活動を中止した事務局への対応

【担当部所】
中部地方整備局 河川部 河川管理課

事例④

荒川クリーンエイド（荒川下流部ゴミ対策協議会）

きっかけ・課題

- 荒川下流域の水際や河川敷では、漂着ごみの堆積によるヨシ枯れなど問題が深刻化
- 国際海岸クリーンアップ(ICC)手法を河川流域に応用した取り組みとして、1994年、荒川放水路の通水70周年を記念して立ち上げ。

課題対応のポイント・工夫

- 多摩川での先行事例を荒川下流域に転用
- 河川管理者の委託を受け、市民団体が仕組みづくりを主導
- 活動拡大とともに、地域の市民団体によって運営組織を整備
- 行政（河川管理者、自治体）も支援体制を整備（ゴミアクションプラン、荒川下流部ゴミ対策協議会の発足）

「ゴミの捨てにくい環境づくり」のアクションプラン

区分	ソフト面	ハード面
荒川下流	● ごみマップの作成公表	● 不法投棄常習箇所にごみ看板設置
自治体 (主なもの)	● 占用地利用者へのごみ持ち帰り周知 ● HP等での広報	● 占用地の適正管理 ● 巡回点検の強化 ● 占用地における不法投棄対応(警告書貼付け後撤去処分)

取り組みの仕組みや体制づくり

河川管理者による業務委託

市民団体が河川清掃活動の仕組みづくり・運営を主体的に実施

水際、植生護岸のごみ回収・処分が課題

河川管理者の呼びかけにより懇談会開催(H11)

荒川下流部ゴミ対策アクションプラン作成(H12)

荒川下流部ゴミ対策協議会の開催

■荒川下流部ゴミ対策アクションプランを円滑に推進するための調整を行うことを目的に設置

荒川下流部ゴミ対策アクションプランⅡ(H25)

- アクションプランを定めてから相当の期間が過ぎ「荒川クリーンエイド」のように継続実施している事業以外は、アクションプランに対する意識が薄くなっていることから見直しを実施
- アクションプランの重点事項絞り込みと役割分担の明確化
 - ①荒川クリーンエイド
 - ②いつでもできるゴミ拾い（※事例集p20参照）
 - ③ゴミの捨てにくい環境づくり（※左記参照）

- 多摩川で先行して取り組んだ国際海岸クリーンアップ手法の河川への応用について、荒川下流への導入を検討

平成6年 荒川クリーンエイド立ち上げ
(参加した市民団体関係者による実行委員会形式の運営)
平成9年 任意団体荒川クリーンエイド・フォーラム発足
平成11年 NPO法人格を取得

- 自治体の占用区間外であるため、清掃活動によるごみの回収処分を一部自治体が引き受けられない対応が続く

- 学識経験者1名、市民団体関係者4名、沿川自治体担当者9名(荒川担当の部長)、荒川下流河川事務所長により開催
- 水際、植生護岸のごみ回収・処分の課題の対応について協議、プランを策定

- 荒川クリーンエイドに対する行政の支援を明文化
- ごみの回収処分の役割分担ルール化
- 荒川下流部ゴミ対策協議会の設置を明記

■協議会の構成機関

江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市、荒川下流河川事務所(事務局)

河川清掃活動のごみ処理が担当者交替後も継続するよう、最低年に1回以上の開催をNPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムから河川管理者に要請

平成25年度 準備会、担当者会議(2回)、協議会(4回)
平成26年度 協議会(1回) 運営連絡会議(1回)
平成27年度 運営連絡会議(1回)
平成28年度 運営連絡会議(1回)
以降開催なし

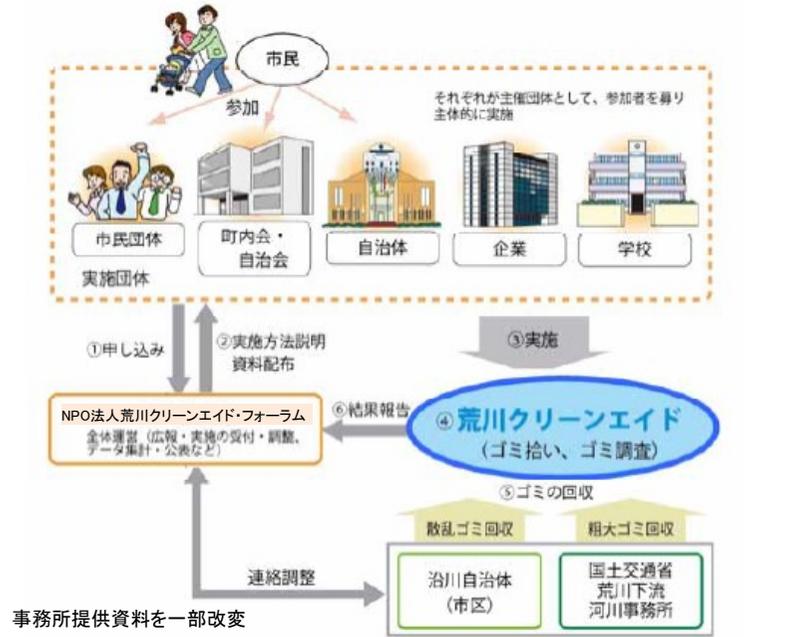
(関係者間で連絡事項や調整すべき事項があれば連絡会議を開催するとしている。)

事例④

荒川クリーンエイド（荒川下流部ゴミ対策協議会）

取り組みの仕組みや体制づくり

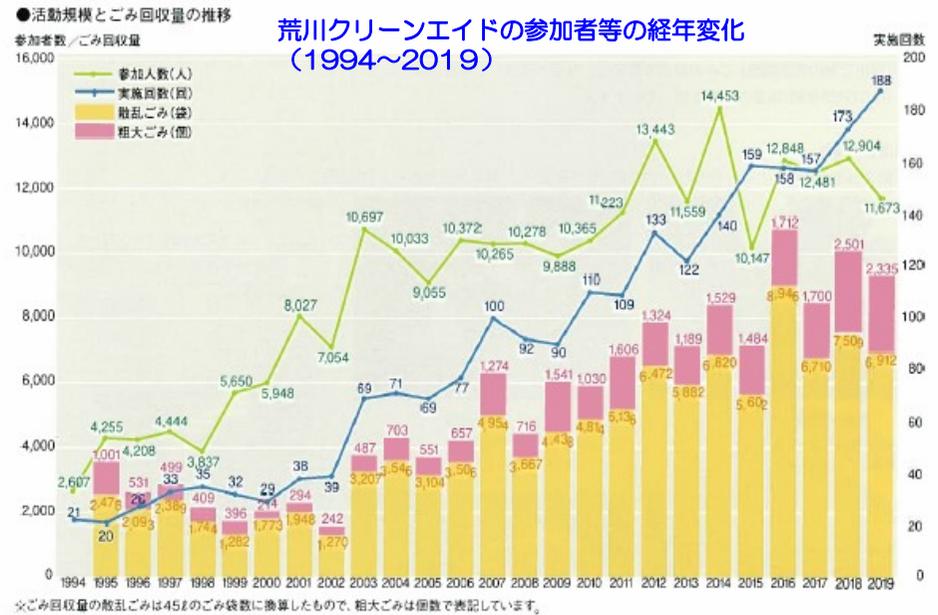
荒川クリーンエイドの取組体制



役割	分担	補足
清掃活動の主催者	ごみ拾いの各ボランティアの方々や各団体	上記の実施団体（市民団体、町内会・自治会、自治体、企業、学校）
運営調整の事務局	NPO法人 荒川クリーンエイド・フォーラム	荒川下流河川事務所の業務発注（年度単位の企画競争）による
清掃活動の広報	NPO法人 荒川クリーンエイド・フォーラム	・ホームページによる広報（事務所の業務発注による） ・助成金を受けてチラシ作成、駅や自治体ラックに設置
清掃活動の道具提供	荒川下流河川事務所にて購入・提供	
ごみの回収処分	自治体および国	自治体：ごみ袋に回収した散乱ごみ 荒川下流河川事務所：粗大ごみ

取組実績と成果

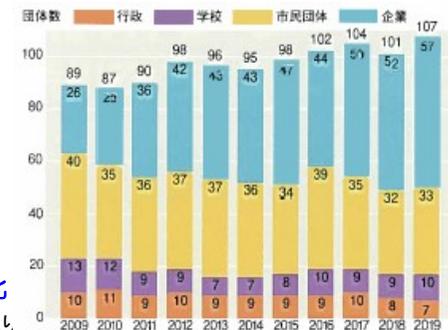
- ボランティアが実施する荒川クリーンエイド活動により、本来維持工事にて実施する塵芥処理が軽減されている。
- クリーンエイド2019年活動による実績
実施回数 188回 参加者数 11,673人 ごみ回収量6,912袋 粗大ごみ 2,335個



NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムの役割・成果

- 荒川クリーンエイドの運営、調整を河川管理者に替わって安定・継続して実施
- 荒川クリーンエイドの活発な運営を通して、市民、自治体、企業、学校などマルチセクターパートナーシップを実現

セクター別の参加団体数の経年変化
荒川クリーンエイドフォーラム2019報告集より



事例⑤

尻別川クリーン作戦

きっかけ・課題

- 河川法の条文に「河川環境の整備と保全」が加えられ、地域の河川環境に対する意識の高まりを受けて清掃イベントを開催。
- 当初、どのようにしたら一般の方が参加してもらえるか苦心

課題対応のポイント・工夫

- 市民団体（のちに河川協力団体）と自治体が主催して実施
- 単なる清掃ではなく、参加して楽しいと思ってもらえるようなイベントとして企画、実施（カヌー等を用いた河道内の清掃を実施）
- やる気のある市民団体を町、道、国が支援することで、継続して開催



活動状況

- 河川関係者以外の一般の方には、カヌーをきっかけに単なる清掃ではなく、河川のごみ問題そのものに関心や興味をもってもらおうようにしている。

取り組みの仕組みや体制づくり

尻別川クリーン作戦の開催（平成7年）

しりべつリバーネットの設立（平成8年）

リバーネットの活動安定化、充実化

- 河川協力団体への登録
- シーニックバイウェイ北海道への登録

クリーン作戦の継続開催（令和2年度で26回目）

NPOや自治体の尻別川への「思い」が活動を支える

主催：小樽開発建設部 (H13)
共催：しりべつリバーネット

- H14以降、町のイベントとして位置づけられる。

主催：蘭越町・尻別リバーネット(H14～)

- 蘭越町など流域7町村では、「河川環境の保全に関する条例」（通称「尻別川統一条例」）を制定（H18年）

一斉清掃の役割分担

役割	分担	補足
清掃活動の事務局（主催）	NPO法人しりべつリバーネット、蘭越町	清掃活動を企画・運営
清掃活動の広報	NPO法人しりべつリバーネット 蘭越町 小樽開発建設部	・リバーネット：ポスター、チラシを作成 ・蘭越町：町HPにより広報 ・小樽開発建設部：「かわたび北海道HP」にイベント情報として掲載
清掃活動の道具提供	蘭越町 小樽開発建設部	・軍手、ごみばさみ等の道具は参加者持参 ・蘭越町：ごみ袋の提供 ・小樽開発建設部：清掃場所までの送迎バス手配 ・蘭越町：河道内の清掃に要する器材等
ごみの回収	参加者	参加者が2tダンプを用意し回収
ごみの処分	蘭越町	主催者である蘭越町が一般廃棄物として処分。費用を負担。

↓
道路や農業関係の取り組みとも連携

※次ページ参照

取組実績と成果

- 地域住民やアウトドアカンパニー（カヌー、SUPなど尻別川でアクティビティの提供している民間会社）、建設会社、近年では町外からの参加者も増え、毎年300名以上が参加
- 当初に比べて、回収ごみ量が減少（4tトラック3台分→2tトラック2台分）
- 運営者も不法投棄やプラスチック漂着ごみの減少を実感
- 事務所発行の「尻別川新聞」（町内全戸に回覧）において、河川清掃の状況や啓発記事を掲載。



【担当部署】
北海道開発局 小樽開発建設部
倶知安開発事務所河川課

事例⑤

尻別川クリーン作戦（参考） 道路や農業関係の取り組みとの連携について

- 「NPO法人しりべつリバーネット」は、河川協力団体とともに、シーニックバイウェイ北海道の活動団体としても活動
- 尻別川流域の7町村（倶知安町、喜茂別町、留寿都村、京極町、真狩村、ニセコ町、蘭越町）で構成する尻別川連絡協議会は、「わが村は美しく北海道」運動に参加
- 両者が連携したことで、道路事業関係者や農業事業関係者も清掃活動に参加。
- 「かわたび北海道」では、河川環境保全に資する本取組をHPにより情報発信。



シーニックバイウェイ北海道、「わが村は美しく北海道」運動、「かわたび北海道」がコラボ！

清流尻別川で地域が連携「尻別川クリーン作戦！」





集合・清掃場所



**尻別川ランラン公園
6月15日(土)
8:50集合**

シーニックバイウェイルート名	支笏洞爺ニセコルート（ニセコ羊蹄エリア）
場 所	尻別川流域（以下の4班に分かれて清掃） A班：マツ公園 B班：目名川橋下流 C班：御成橋付近 D班：港地区
日 時	令和元年6月15日（土） A 9:00～12:00(小雨決行) 集合場所：尻別川ランラン公園8:50集合
主 催	蘭越町、NPO法人しりべつリバーネット
後 援	尻別川連絡協議会、小樽開発建設部、北海道後志総合振興局、寿都町漁業協同組合、ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会、蘭越町地域活動推進協議会、蘭越建設協会、NPO法人花と笑顔と音楽の星、蘭越町商工会

ShiriBeshi

「世界の後志」を目指して

小樽開発建設部では、北海道総合開発計画（平成28年閣議決定）にある「北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進」の推進を図るため、「尻別川クリーン作戦」のような、多様な部門の活動の側面的な支援を行い、地域の景観づくりなどを活性化させ「世界の後志」を目指します。



・シーニックバイウェイ北海道は、みちをきっかけに地域と行政や企業が連携し、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを目指す取組です。
・平成17年からスタート、現在15ルート(候補ルート含む)、約400団体が活動しています。
・「支笏洞爺ニセコルート」は、3つのエリアで構成され、今回の活動は、ニセコ羊蹄エリアの尻別川流域で行われます。
詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.scenicbyway.jp/contents/shiribetsu-river-creek/>





・「わが村は美しく北海道」運動は、北海道の農林水産業をもっと豊かにするために、平成13年にスタートした運動です。
・この運動は、道内各地での住民主体の地域活性化運動を支援し、農山漁村の発展に寄与することを目的としています。
詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.waga-mura-hisokuni.com/>





・「かわたび北海道」は、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信するとともに、地域と連携して、魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する取組です。
詳細は以下のホームページをご覧ください。
<http://www.kawatabi-hokkaido.com/>



事例⑥

ラブリバー制度を活用した美化活動(江の川)

きっかけ・課題

- 三次市十日市親水公園が、平成2年度に「ラブリバー認定区間」に認定されたことを契機に、親水公園の河川美化活動を実施



課題対応のポイント・工夫

- 河川愛護団体、三次市、河川管理者の三者でラブリバー環境整備実行委員会を構成
- 実行委員会には、公園内のグラウンドを使用している団体が参加
- 実行委員会が主体的に河川清掃活動を実施し、地域に定着

ラブリバー制度

- 「ラブリバー制度」とは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行っていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民の方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度。

取り組みの仕組みや体制づくり

三次市十日市親水公園をラブリバー認定区間に認定(平成2年)



ラブリバー環境整備実行委員会を設立(平成4年)

- 公園を利用する地元の下記13団体で構成
十日市地区公衆衛生推進協議会、十日市公民館、十日市中学校、十日市小学校、十日市幼稚園、十日市保育所、十日市ゲートボール協会、三次市ゲートボール連合、十日市少年野球クラブ、三次市ソフトテニス連盟、秋町・上志和地区営農組合、三次市、国土交通省



ほぼ毎月(冬季は除く)美化活動を実施
春と秋の年2回、全体の美化事業として公園、花壇等のごみ拾いや草取りを実施

- 参加している団体が当番制で3~11月に清掃等を実施
- 清掃だけでなく、公園内の畑で芋堀り等を行い、子どもも参加できる行事を行っている。

清掃活動の役割分担

役割	分担	補足
ラブリバー環境整備実行委員会の事務局	三次市	・委員会開催(年次の事業計画等を決定) ・活動費用を補助
清掃活動の広報	三次市 三次河川国道事務所	・HPで活動報告を掲載
清掃活動の道具提供	三次河川国道事務所	・軍手、ごみ袋の支給
ごみの回収・処分	三次市	

取組実績と成果

- 約30年間活動を継続し、定着
- 公園を利用している団体が公園全体の美化に協力的である。
- 実行委員会のメンバーに小中学校、幼稚園、保育所等が参加しており、河川環境及び河川愛護の学習に役立っている。



子どもの清掃活動、芋の収穫(事務所HPより)

【担当部署】

中国地方整備局 三次河川国道事務所 占用調整課

事例⑦

豊川・矢作川アダプト制度および企業との連携活動

きっかけ・課題

- 河川へのごみの不法投棄防止のため、ごみマップの作成や看板の設置などの対策を講じているが、これらの不法投棄防止対策が、逆に不法投棄を誘発してしまうおそれもある。
- アダプト制度は、地域住民に地元への愛着を持ってもらうと同時に、河川美化を通じた周知啓蒙の効果も期待できることから、新たな不法投棄防止対策の一つとして考えられる。
- 中部地整管内では、庄内川にて平成15年度に先行してアダプト制度を導入したところ、参加人数が7年間で8倍に増加しており、その取組は広がっている。

参考資料
「伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視結果報告書」平成25年2月 中部管区行政評価局

課題対応のポイント・工夫

- 庄内川を参考に導入
- アダプト制度が対象とする活動を従来の美化・清掃活動に限定せず、**河川管理を協働して管理する観点**のもと、植生管理や環境学習等の活動にも拡大
- 企業からの積極的な参加

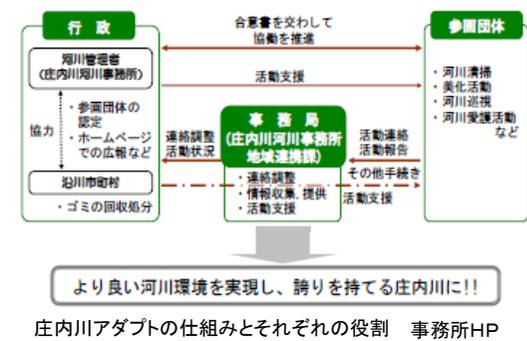
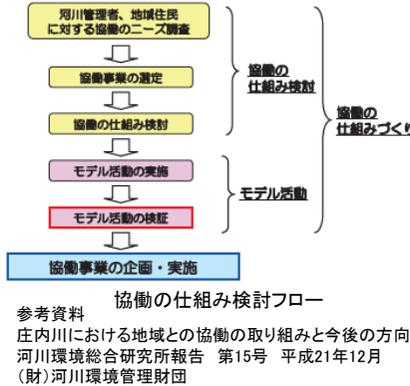
アダプト制度

- 地域住民、民間団体等が、道路、公園、河川などの特定の公共財について、定期的に美化活動等を行うことを行政と契約する制度。
- 海外で始まり、国内でも各地の地方公共団体等で導入されている。

取り組みの仕組みや体制づくり

庄内川アダプト制度の導入（平成15年）

- 庄内川河川事務所において、多様な河川管理への地域住民等の幅広い参画を促すため、協働の仕組みづくりを検討。
- 検討成果より、実現の可能性が高い仕組みとして、アダプト制度を連携・協働の第一歩として選定

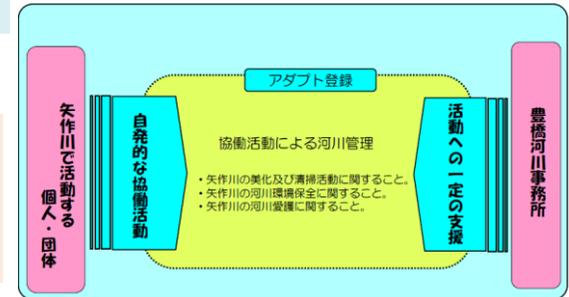


豊川・矢作川を対象にアダプト制度を試行（平成22年）

- 登録第1号の団体は、竹林の伐採によって河畔林を適正に管理する活動を実施

【豊川・矢作川アダプト（協働管理）制度】

登録した協働管理者には、主体的に河川の美化・清掃、河川環境保全活動、河川愛護活動などの活動をしていただき、豊橋河川事務所は登録された団体等に対して、豊川・矢作川に関する情報の提供、活動内容のPR等の活動の支援を行う。



豊川・矢作川アダプト制度を本格導入（平成23年）

アダプト制度における清掃活動の役割分担

役割	分担	補足
事務局	豊橋河川事務所	・アダプト制度の参加募集 ・手続きの実施 (毎年合意書を取り交わして、継続の意思を確認)
清掃等活動内容の広報	豊橋河川事務所	・HPで活動報告を掲載
清掃活動の道具提供	—	・各団体で準備
ごみの回収・処分	豊橋河川事務所	

※アダプト制度を適用するメリット

- 国が持っている情報を速やかに提供できる。
- 活動において手間や費用がかかる機材等の準備やごみ処理について、予算の範囲ではあるが国が支援する。

参考資料 矢作川研究 No.16:51 ~74, 2012

- 木曾川下流河川事務所もH22試行し、H23に導入
- 木曾川上流河川事務所もH24に制度を開始している。

取組実績と成果

多くの企業が、社会貢献活動の一環としてアダプト制度に参加

トヨタボランティアセンターの参加事例

- アダプト制度開始前より、ボランティア活動していた団体が、最初アダプト制度に参加。
- この団体を通じて、トヨタも制度のことを知り、トヨタボランティアセンター(※1)も団体としてアダプト登録をすることになった。

※1 トヨタボランティアセンター (トヨタHPより)

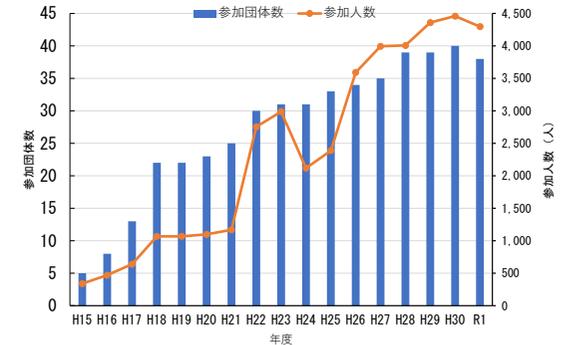
- トヨタ自動車は、1993年5月、社員・家族・OBを対象にボランティア活動を支援する組織、トヨタボランティアセンターを設立。
- 従業員に対し、センターの自主企画や地域の団体から寄せられる活動への参加を呼び掛け、ボランティア活動に参加するきっかけを提供

- 矢作川では、2016年度より竹林整備ボランティアを実施

アダプト制度登録団体における企業の参加数

河川	企業数/登録団体数 (R2年度)
庄内川	12/36
木曾川上流	15/25
木曾川下流	6/11
豊川	2/3
矢作川	7/8

- 庄内川アダプトでは、参画団体は当初の5団体から38団体(R1)に増加。



登録団体数および参加者数の推移 事務所HPより

- 豊川・矢作川では、活動いただいている方の活動への意欲が高く、毎年継続して活動している。
- アダプトで経験を積んだ団体が河川協力団体になることもある。
- 但し、活動団体の数を増やしていくことが今後の課題。
- また、ごみの処分費も不足しており、予算の手当てが課題

トヨタボランティアの皆様による矢作川河川敷の竹林整備



トヨタボランティアの皆様による竹林整備活動が行われました。よりよい矢作川をめざす取組みに感謝申し上げます。

【日時】 令和元年5月26日(日) 8:00~12:00
 【場所】 矢作川右岸川端公園
 【内容】 トヨタボランティアセンター(矢作川アダプト)、森林キーパーズ(矢作川アダプト)、NPO法人矢作川森林塾(河川協力団体)、豊橋河川事務所にて整備活動を実施。
 【参加者】 約100名
 【目的】 矢作川(豊田市街地付近)景観保全のため。



開会挨拶
豊橋河川事務所 西垣副所長



竹林整備に多くの方に汗をかいていただきました



トヨタボランティアの皆様のおかげで見違えるほど竹林が明るくなりました



開会・閉会 挨拶
SX会 高橋支部長



矢作川研究所より竹林整備が環境に与える効果を教えていただきました



みなさまありがとうございました。次回もお願いします!!

事務所HPより

【担当部署】
中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課

きっかけ・課題

- 徳島県と国が中心となって作成した「吉野川新交流プラン」において、吉野川流域の行政、企業、住民の情報交換、連携の強化を図る方針が出された。
- その具体的な取り組みの一つとして、全国に先駆けて河川アドプト・プログラムを導入することになった。



課題対応のポイント・工夫

- 「プラン」に盛り込まれた各種事業を着実に推進するため、「吉野川交流推進会議」を設置
- 吉野川交流推進会議は会員（企業・団体・個人）の会費により自律的に活動。
- 吉野川交流推進会議による安定した運営により、吉野川全体にアドプト・プログラムが普及・定着
- アドプト・プログラム以外にも様々な交流事業を継続して実施

取り組みの仕組みや体制づくり

吉野川新交流プランの策定（平成9年）

- 建設省(当時)、県、市町村、企業、住民が一体となり策定。
 - 吉野川と人・地域との新たな共生関係の構築
 - 流域間の交流促進、川を活かした地域創造
 - 全国に向けた情報発信
- 「プラン」では、10年間(H18)を目標にした具体的な取り組みを示す。



吉野川交流推進会議の設置（平成10年）

- 「プラン」に盛り込まれた各種事業を着実に推進するため、「吉野川交流推進会議」を平成10年7月に設置。
- 徳島河川国道事務所は行政機関(河川管理者)として、徳島県とともに事務局として主体的に関わる。また、事務所長が常任委員として参画。



アドプト・プログラムの導入（平成11年）

- 「プラン」に盛り込まれた事業の一つとして、吉野川交流推進会議によって導入。



組織の発展、活動の拡充

- 設立時の「プラン」の推進団体から、現在は組織が発展。
- 様々な交流事業や情報発信事業を実施

組織体制（令和2年3月31日）

	会員等数	備考
(1)正会員	106	企業・団体
(2)賛助会員	280	個人
(3)学識経験者など	6	
(4)関係行政機関	19	流域市町15・県・国3
合計	411	

- 主に会員からの会費(年会費一口3万円)によって運営
 ※ボランティアグループ等の住民団体については、一口10,000円(一口以上)
 ※賛助会員(個人参加)の年会費は一口1,000円(一口以上)

取組実績と成果

- 様々な交流事業、情報発信事業を主催・継続して実施。

	事業実施内容(令和元年度)
交流事業	(1)アドプト・プログラム吉野川 (2)上流・中流・下流での子ども交流体験事業 (3)地域イベントとの交流事業 (4)三大河川交流事業 (5)国土交通省との共催事業 ①吉野川一斉清掃 ②水生生物調査(学島川下流) ③吉野川現地(フィールド)講座 (6)「恵の宝庫 “吉野川”創造プロジェクト」との連携事業
情報発信事業	(1)機関誌「四国三郎吉野川」の発行 (2)ホームページによる情報発信 (3)吉野川魅力発見パネル展の開催 (4)イベント等でのPR



吉野川現地(フィールド)講座(令和2年11月) 事務所HPより

機関誌「四国三郎吉野川」 吉野川交流推進会議HPより



【担当部署】
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 地域連携課

事例⑧

吉野川交流推進会議とアドプト・プログラム吉野川

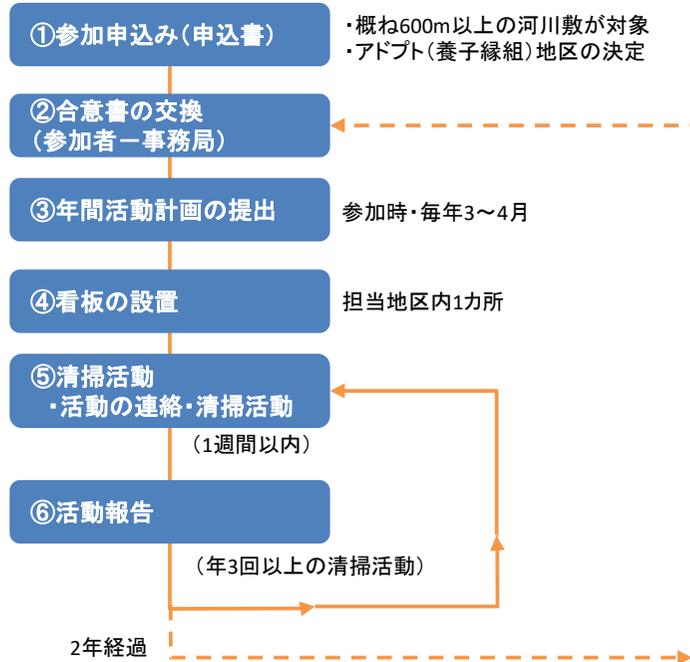
取り組みの仕組みや体制づくり (アドプト・プログラム)

吉野川交流推進会議と建設省徳島工事事務所で確認書の取り交わし (平成11年)

「甲(建設省)は、甲が管理する吉野川等において、乙(吉野川交流推進会議)が事務局となつて「アドプト・プログラム吉野川」制度を実施することに同意し、その運営に協力するものとする。」

アドプト・プログラムの仕組み

「アドプト・プログラム吉野川」は、吉野川を美しくしようとする意欲と行動力を持つ団体・企業(参加者)からの申込みに基づいて、吉野川河川敷の一定区間との間に養子縁組の契約(合意書)を結びます。
事務局は、合意書を結んだ区間に里親である団体・企業名を表示した看板を設置します。
この合意書により、参加者は年間を通じて里親となった区間の美化清掃を受け持ちます。
なお、この清掃活動は年間3回以上行うこととします。



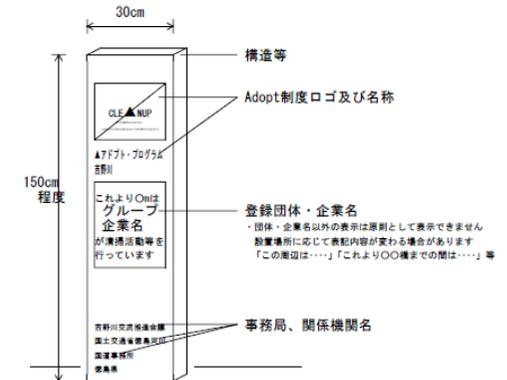
清掃活動等の役割分担

役割	分担	補足
アドプト・プログラムの事務局(登録団体の募集、団体との手続き、活動支援)	吉野川交流推進会議	国と確認書を取り交わして実施
アドプト・プログラムの広報	吉野川交流推進会議	・HP等で広報 ・参加団体の活動状況もHP等でPR
清掃活動の道具提供	吉野川交流推進会議 徳島河川国道事務所	・登録団体の活動時の保険料を負担 ・ごみ袋を提供
ごみの回収・処分 ※粗大ごみは、アドプト・プログラムでは対象外	自治体	・一般廃棄物については、各団体の担当する市町にて回収 ※粗大ごみは河川管理者で回収・処分
看板の設置	徳島河川国道事務所 吉野川交流推進会議	・看板の設置は河川管理者 ・看板の軽微な修繕等は吉野川交流推進会議

看板の様式



吉野川交流推進会議HPより



※看板の様式は、都合により変更になる場合があります

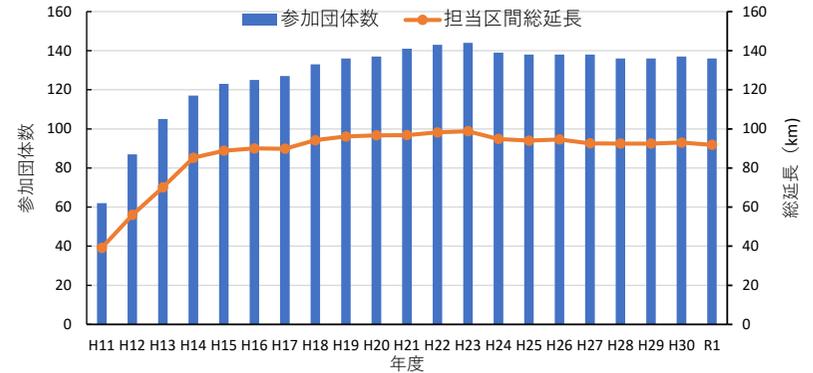
※吉野川交流推進会議では、参加団体に表彰(15年以上参加)や感謝状(2年以上参加)を贈呈している。

事例⑧

吉野川交流推進会議とアドプト・プログラム吉野川

アドプト・プログラム 取組実績と成果

- 平成11年にスタートしており、令和2年3月1日現在で、136団体が登録され約91.8kmにわたって活動が行われている。
- 参加者には、河川美化についての意識の向上が図られている。不法投棄ごみの量や処分費用の削減等について、定量的な調査・比較はできていない。
- 参加団体は責任感が高く、毎年継続して活動している。表彰や感謝状の贈呈も参加団体の充実感向上に寄与。
- 現状を継続するために広報・啓発に努めていくことが重要。



参加団体の推移

プログラムマップ

1999年にスタートしたアドプト・プログラム吉野川は
 今では、136の団体・企業、13,705人が参加する
 大プロジェクトとなっています。
 総延長91.8kmを担当するアドプト件数を
 ご紹介します。(2020年3月1日現在)

①アドプトとは“養子縁組”のこと
 吉野川の土手や河川敷を子どもに見立て、その一帯区間と企業や市民グループが養子縁組(Adopt)します。吉野川を自分の子どものように大切に育ててください。

②清掃美化ボランティアを行います
 担当する区間の清掃・美化活動を定期的にを行います。活動を続けることで、子ども達に向けた環境教育が深まります。

③看板が立ちます
 吉野川の土手や河川敷に、団体の名前を記した看板が立ちます。ちょっと誇らしい気持ちになります。

④こんな効果があります
 ゴミが少なくなり、吉野川が美しく、清潔に保たれます。それと同時に、参加した人の心もきれいになります。汗を流してゴミを減らした。ゴミを減らさなければなりません。また、この活動を目的とする多くの人の意識を高め、川を大切にしようとする人が増えます。広がることが期待できます。

吉野川交流推進会議HPより

【担当部所】
 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 地域連携課

事例⑨

大和川水環境協議会・啓発分科会の設置

きっかけ・課題

- 大和川では、水質改善を目的に長年啓発活動が行われてきた。
- 流域一体となった改善対策により、水質は一定の改善をみせているものの、ごみや水のおい等に関する不快感をもつ人が多く課題が残されていた。

課題対応のポイント・工夫

- 流域市町村や府県等で組織する「大和川水環境協議会」に啓発分科会を設置し、沿川での清掃活動の参加促進を図った。
- 清掃活動参加者のマップを作成し、清掃活動への参加促進に活用。
- 参加者にモニタリングアンケートを実施し、意識向上を図る。
- 河川敷で目立つごみが「ビニール袋」「ペットボトル」であるため、これらの使用を減らしごみの削減につなげるため、「マイバッグ・マイボトル運動」を推進。

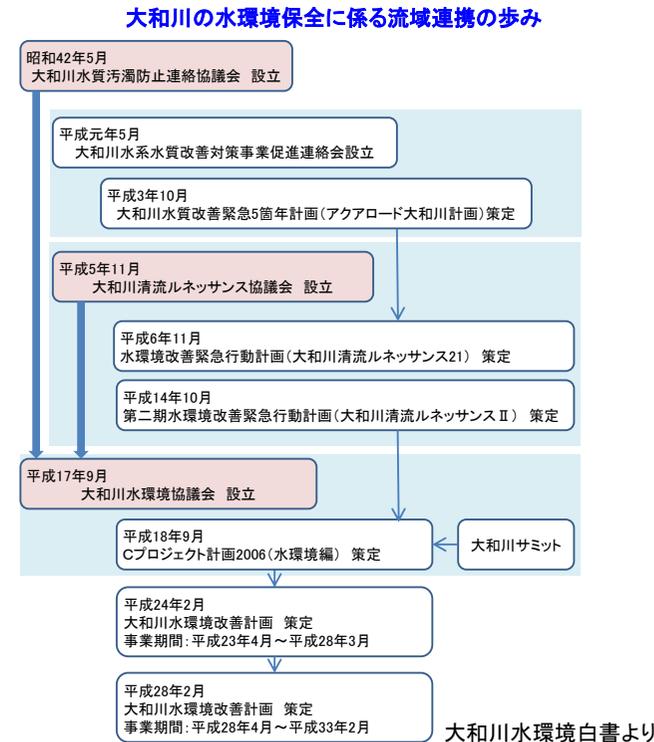


ごみの花

大和川には、河川を流れるごみが樹木等にひっかかる「ごみの花」が複数地点で確認され、ごみ問題は大和川の水環境とその改善に対する意識において重要な課題のひとつとなっている。(引用資料より)

取り組みの仕組みや体制づくり

流域一体となった水環境改善を図るための体制を長年整備



水環境改善に向けた意識の向上を目的として、「啓発分科会」を設置

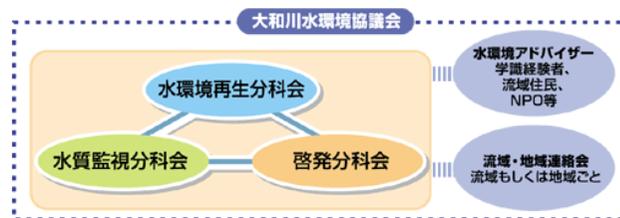
大和川水系等における水環境の改善及び水質異常の防止のための流域住民等への意識の向上を目的とし、担務は次の事項に掲げるものとする。

- (1) 流域における水環境の改善のための意識の啓発に関すること。
- (2) 流域における水質異常の防止のための意識の啓発に関すること。
- (3) その他大和川水系等における水環境の改善及び水質異常の防止のための流域住民等への意識の向上に関すること。

啓発分科会の運営(概要)

項目	概要
分科会の構成員	近畿地方整備局(6)、大阪府(5)、奈良県(4)、及び沿川36市町村(37) 全52名
事務局の運営	大和川水環境協議会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所に置く。事務局は、協議会の庶務を行う。
運営費の負担	大和川水環境協議会の運営に関する経費は、それぞれの構成機関が負担する。それぞれの額は毎年度に協議会において定める。
開催頻度	年1回程度(11月下旬から12月上旬に開催)
主な協議事項	大和川水質改善強化月間(2月)、大和川流域一斉清掃(3月)における啓発内容に関する協議

更なる水環境改善を図るため分科会を設置



事務所HPより

【担当部署】
近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課

事例⑨

大和川水環境協議会・啓発分科会の設置

取り組みの仕組みや体制づくり(河川ごみ削減対策)

大和川河川流域一斉清掃の実施

- 水環境協議会設立前から大阪府域、奈良県域でそれぞれの団体で行われていた清掃活動を平成21年3月に横断的連携強化のため、毎年同一日開催(3月第1日曜)として実施

清掃活動等の役割分担

役割	分担	補足
清掃活動の事務局 ・清掃会場の運営 ・広報、参加者の募集	流域の市町村	清掃会場ごとに関係自治体が運営
清掃会場の開催情報とりまとめ	奈良県、大阪府 大和川河川事務所	・府県がそれぞれとりまとめ、大和川河川事務所 に情報提供 ・大和川河川事務所にて集計整理
開催運営費の負担	流域の市町村 奈良県、大阪府	・開催自治体にて負担 ・府県の助成費の一部を充てる
清掃活動の道具提供	大和川河川事務所	・ゴミ袋、軍手などの消耗品を提供
ごみの回収・処分	自治体 (一部回収、運搬を 大和川河川事務所)	・散乱ごみ、粗大ごみともに、開催自治体が回収・運搬・処理を実施 ・水環境協議会設立前から清掃活動への協力、連携強化を理由とし、直轄管理区間の回収、運搬については河川管理者において分担している。(奈良県除く。)



一斉清掃 (引用資料より)

取組実績と成果

- 啓発活動分科会の取り組みとして、過去の一斉清掃参加者を示したマップを作成し、清掃活動への参加促進に活用



- 昨今の環境対策への意識の高まりから、参加人数とごみ回収量も増加傾向にある。過去5年を比較しても、平成25年は参加人数が大阪府域、奈良県域合計約15,000人、ごみ回収量が約160トンであったが、平成31年はそれぞれ約25,000人、約200トンとなっている。(令和元年は新型コロナウイルスの影響により開催中止)

【担当部所】

近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課

取組実績と成果

- 清掃活動時に、参加者への啓発、意識向上を図る取り組みも実施

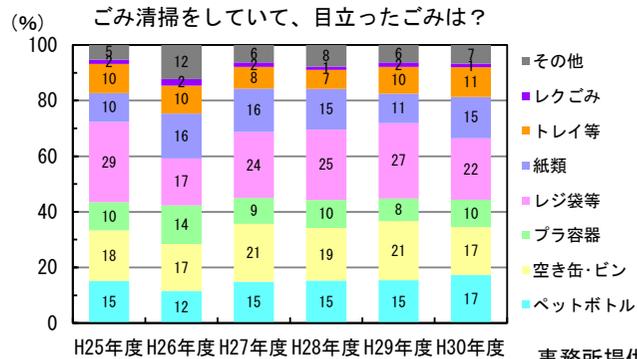
身近な水辺モニタリング

- 一斉清掃の会場（原則として各市町村1箇所）において、モニタリング項目及び回答記入欄を記載したパネルを設置し、一斉清掃参加者に協力を呼びかけ、目立ったごみの種類などを質問項目ごとに該当する回答する欄にシールを貼る作業を依頼。
- 「目立ったごみは何か」、「ごみの低減に向けた取り組みで考えられるものは何か」などの質問に答えてもらうことで、ごみに対する意識の向上に努めている。



- 質問項目
- ①一斉清掃への参加は初めてか
 - ②一斉清掃は何を通して知ったか
 - ③ごみ清掃をしていて目立ったごみは何か
 - ④なぜゴミは発生していると思うか
 - ⑤ごみを減らすにはどのような取り組みが効果的か

ごみモニタリング



モニタリング結果から、目立ったごみは、空き缶・空きビン、レジ袋等となっている。

マイバッグ・マイボトル運動

- モニタリングとあわせ、啓発パネルを設置し、ごみの発生源対策の啓発も行っている。
- ごみの発生源は、家庭・外出先・自宅周辺と考えられるが、特に外出先でのごみ対策として、マイバック・マイボトルの啓発を行っている。
- アンケート結果では、使用しているとの回答は約6割となり、マイバック・マイボトルによる負荷削減はかなり浸透してきている。

知っていますか？
大和川のごみの現状

● どのくらいの量のごみが出るの？
毎年の大和川一斉清掃で、まだまだたくさんのごみが見られます。
2016年9月大和川一斉清掃で回収されたごみ 142トン
これは、家庭用のお風呂（300L）約470杯分にもなるんだ!!

● どんな種類のごみが多いの？
清掃した人の印象では...
① ビニール袋 20%
② 空き缶・空きビン 20%
③ ペットボトル 16%
④ 紙類 13%
⑤ その他 10%
⑥ レクごみ 5%
⑦ トレイ等 5%
⑧ レジ袋等 5%
⑨ プラ容器 5%
⑩ 空き缶・ビン 5%
⑪ ペットボトル 5%
全体の6割を占める結果になったんだよ。

マイバック・マイボトルを使って みんなでキレイな大和川に!!

● マイバック 使うといいこと
● スーパーやコンビニで、レジ袋をもらわなくても、ごみを減らせる。
● CO2削減にもつながる。
● マイバックを持っていくと、ポイントをもらえたり、割り引いてくれたりする店がある。
● 使わないときは、小さく折りたたんで持ち運べるものもあって便利。

● マイボトル 使うといいこと
● ペットボトルや使い捨てのコップの代わりに。
● 好きな飲み物がいつでも飲める。
● マイボトルを持っていくと、飲み物代を割り引いてくれる店もある。
● 毎日使うマイボトルは、使った後は、よく洗ってしっかり乾かして使いましょう。
● のみ口も毎回丁寧に洗って乾かしましょう。

● みんなで使うとどうなる？大和川の未来。
マイバックやマイボトルを使うと、使用済みの容器や袋がなくなって、ごみが減るんだね。
小さなところからでも、みんなで取り組めば...
今よりもっとキレイな大和川に!!

啓発パネル(マイバッグ、マイボトル)

引用資料：令和元年度近畿地方整備局研究発表会 論文集 一般部門(活力)No.21
「遊べる・生きものにやさしい・地域で育む」大和川を目指して
～大和川水環境改善の取り組みについて～ 重村、天野

【担当部所】
近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課

事例⑩

河川協力団体への支援を通じた河川ごみの発生防止(広報・啓発)対策(球磨川)

きっかけ・課題

- 球磨川流域では、ごみのポイ捨てや悪質な不法投棄が後を絶たない。
- 市・高専・市民が協同で立ち上げた市民団体が、ごみ問題の子供たちへの啓発に長年取り組んでいる。

課題対応のポイント・工夫

- 実績のある市民団体を河川協力団体として登録
- 河川協力団体のノウハウを活かし、清掃活動だけでなく、ごみについての学習会や啓発活動を幅広く実施
- 河川協力団体が専門家として参加し、主導的に活動を行うことで、学校での学習も実施しやすい。

『くま川ごみゼロポスターコンクール』



- 流域の小学校・中学校・高校等に在学する児童・生徒を対象に実施。
- 応募作品は、図書館等で展示。また、優秀作品は看板として現地に設置

取り組みの仕組みや体制づくり

市民団体「次世代のためにがんばろ会」設立(平成13年)

- 八代市環境基本計画の策定委員の有志により設立
- 「次世代の子どもたちが健康で安全な生活を送れるように」との思いから、球磨川の水質浄化や環境問題の啓発に取り組む
- 発足当初は、八代市役所、八代高専、市民が役割分担しながら様々な啓発活動を実施。

市民団体の啓発活動に、国や県も参画

子どもごみパトロール

- 子どもたちが実際に球磨川でごみを拾い、調べ、分別することでごみや環境への意識を高める。
- 国土交通省や保健所と共催で実施



事務所ツイッターより

河川協力団体に指定(平成26年)

河川法99条に基づく契約により、啓発活動の企画・準備等を委託(平成27年～)

令和2年度の委託契約の内容

	概要
委託内容	「くまがわごみゼロポスターコンクール」の企画・立案、広報用資料作成 (時期：令和2年5月から11月)
	「防災・環境教育モデル校出前講座・防災フェスタ」の企画・立案、広報資料作成、参加募集 (時期：出前講座は令和2年5月から12月、フェスタは2月6日)
	「子どもごみパトロール隊」の企画・立案、教育機関との打合せ、見学コース施設管理者との打合せ (時期：令和2年9月24日)

取組実績と成果

- 市民団体によって幅広い広報を実施
 - 活動内容を広く周知するために、八代市教育委員会等を通じて、学校校長会で説明・案内。
 - また、出前授業をした学童保育各箇所に説明・案内。
- 一方で、幅広い広報活動により、人が集まり過ぎてうまく動かせない場合や、ごみ拾いを行う上で拾いすぎて処分にも困るケースがあった。
- 不法投棄の現状を子どもたちが家に持ち帰って大人(家族)への啓発に繋がっている。
- 市民団体では、活動後にアンケート調査を行い、その結果を次年度の活動に活かすようにしている。

球磨川清掃リレー

事務所職員の発案により、清流をイメージしたシンボルフラッグを制作
清掃活動時はこのフラッグを掲げ、次の団体による活動に引き継ぐことで、周囲への啓発を図る。



事務所HP

【担当部所】九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課、河川管理課

事例①

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会(旧水濁協)における河川ごみ削減対策

きっかけ・課題

- 「遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会」(水濁協)において、水質改善の取り組みとともに、ごみ問題の啓発活動を実施していたが、協議会の規約には明記されていなかった。
- 長年にわたる取り組みの結果、水質改善は進展したものの、より一層の水質改善を目指していくとともに、ごみ問題の解決に向けた取り組みを強化する必要があった。

課題対応のポイント・工夫

- 規約改正及び名称変更を行い、ごみ問題への取り組みを協議会の活動目的のひとつとして正式に位置付けた。
- 河口堰の集積ごみや海岸漂着ごみの量と塵芥処理費用について広報
- 年間約20校で実施している環境学習(水生生物調査等)で遠賀川のごみ問題について説明を実施。



河口堰に流れ着いた大量のごみ

事務所HPより

取り組みの仕組みや体制づくり

水濁協の設立(昭和50年)

- 「河川管理上あるいは生活環境上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、水質改善の実効をあげることを目的に発足

水濁協が主催し「春の遠賀川一斉清掃」を開始(平成20年)

- 「遠賀川流域リーダーサミット」の開催を契機に、行政の連携による活動として水濁協が主催して開催
- 流域全体としての意識の浸透、行動の実践を促す

水濁協の規約改正・名称変更(平成30年)

- より一層の水質改善を目指すとともに、ごみ問題などの取組強化を図るために実施

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会の運営(概要)

項目	概要
活動目的	1.河川水質に関する情報共有と污水处理対策等の水質改善の取り組み 2.水質事故の発生防止のための取組と事故発生時の被害拡大防止のための取組 3.ごみ問題に関する情報共有と問題解決に向けた取組 4.環境教育の推進など水環境の保全・再生のための啓発 5.その他、遠賀川水系の水環境の保全・再生に必要と認める取組
事務局の運営	遠賀川河川事務所
運営費の負担	協議会の会場借り上げ及び資料作成・印刷は遠賀川河川事務所で実施
推進部会	取組推進のため地区ごとに推進部会を設置 ・部会長は市担当課長、副部会長は県担当課長 ・会場は各庁舎の会議室で実施し、資料の作成及び印刷については推進部会で実施 毎年度地区推進部会を開催し、協議会(幹事会)に報告

遠賀川流域リーダーサミット

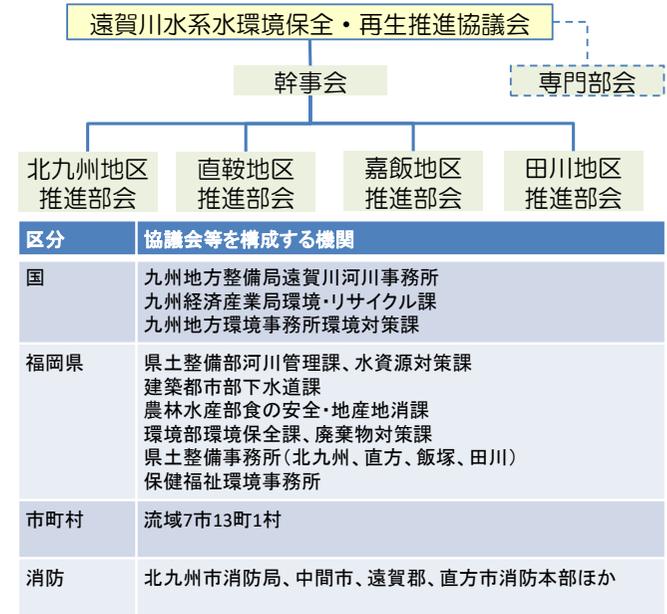
- 市民団体の声掛けをきっかけに、流域自治体の首長や市民団体等が一堂に会し議論を実施
- 2008年から2年おきに開催し、現在は遠賀川河川事務所と遠賀川河川協力団体連絡会が主催。



流域自治体首長、福岡県知事、遠賀川河川事務所長による「遠賀川流域宣言」の発表のほか、子供達による発表、パネルディスカッションなどが実施されている。

事務所HPより

推進協議会の体制(概要)



※水濁協の構成機関が継続して、推進協議会に参加

取り組みの仕組みや体制づくり(河川ごみ削減対策)

春の遠賀川一斉清掃の実施

キャッチフレーズ ~ ゴミゼロで笑顔の遠賀川

- 毎年5月11日から6月10日までを「春の遠賀川一斉清掃月間」とし、期間中の5月30日(ゴミゼロ)を「遠賀川ゴミゼロの日」と設定。
- 「遠賀川ゴミゼロの日」を中心に、出水期前の概ね「春の遠賀川一斉清掃月間」の期間中に遠賀川の流域一体で河川清掃を実施。

清掃活動等の役割分担

役割	分担	補足
一斉清掃の事務局	遠賀川河川事務所	
広報 参加者の募集、案内	遠賀川河川事務所 流域自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀川河川事務所のホームページへの掲載及び記者発表 ・流域自治体の広報誌への掲載 これらに関する費用は、事務所および各自治体にて負担
清掃活動の道具提供	流域自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとで準備
ごみの回収・処分	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体で処分及び費用負担を実施



一斉清掃の様子

事務所HPより

ごみ問題の広報・啓発

- 河口堰の集積ごみや海岸漂着ごみの量と塵芥処理費用について、ホームページや河川ごみマップ等で広報



遠賀川河口堰では、毎年大量のゴミが漂着し、現在までに1200mのゴミの撤去作業を行いました。これは、小学校のプール(25m×10m×1m)約5杯分に当たります。今年も、大きな出水が無かったため、昨年の2100mに比べると概ね半分の量となっております。



ゴミの多くは草木類です。その他ペットボトル、発砲スチロール等の生活ゴミですが、様々な種類のゴミが混在しています。遠賀川はみんなの川です。その名は春の人の笑顔の水として、川を流れていきます。その名を汚す行為は、遠賀川を汚す行為です。ゴミを捨てないでください。

事務所HPより

ゴミの不法投棄について

遠賀川の河川敷は、身近に自然を感じることができる大切な空間です。しかし、近年、遠賀川の河川敷にたくさんのゴミが捨てられるようになり、川の景観を損ねることとなっています。それだけでなく、それらのゴミは梅雨時など大雨が降ったときには河口に大量に流れ、漁業などにも影響が出る場合があります。まずは遠賀川流域のゴミの不法投棄の現状について知っていただき、水質と同様、きれいな遠賀川を取り戻すため、ゴミを捨てないよう、みなさんのご協力をお願いします。

遠賀川河口堰では、ゴミの処理に年間約2000万円もの費用がかかっています!



※流域のごみが河口堰に集積されている写真を用いて、自分たちの周りにあるごみが積もれば山となること、そのごみの処分に多額の税金が使われていることを気づいてもらう。

- 年間約20校で実施している環境学習(水生生物調査等)で遠賀川のごみ問題について説明を実施

※河川内のごみの問題、遠賀川河口堰のごみ処理の問題について説明し、河川環境について考える。



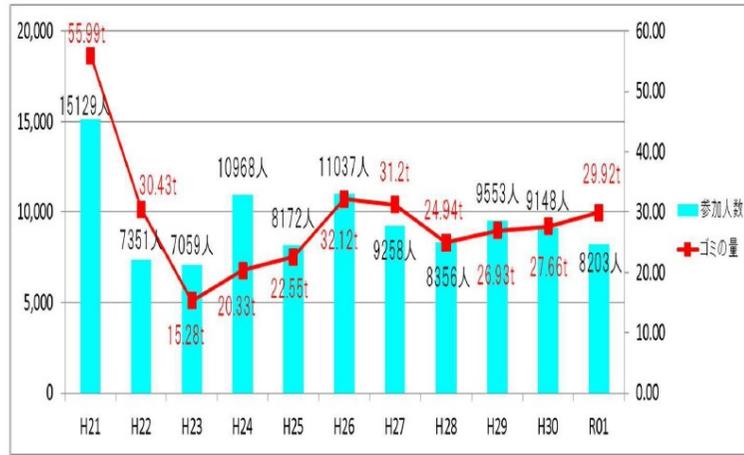
事務所作成
パンフレットより抜粋

事例①

遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会(旧水濁協)における河川ごみ削減対策

取組実績と成果

- 春の一斉清掃には、毎年約1万人程度が参加し、約30トンのごみを回収。



春の遠賀川一斉清掃実施状況

- 環境保全活動に参加するきっかけづくりとして清掃活動を活用

遠賀川一斉清掃と併せた特定外来生物オオキンケイギク駆除

■特定外来生物チラシ
(福岡県環境部自然環境課)



■オオキンケイギク駆除状況



実施主体：嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
場所：飯塚市（飯塚大橋～新飯塚橋間）

● 福岡県環境部では特定外来生物のチラシを作成、配布。

● 遠賀川一斉清掃と併せて5機関（直方県土整備事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、飯塚市、香春町、大任町）でオオキンケイギクの駆除に取り組む。

事務所HPより

- 遠賀川流域には約80もの河川活動団体が存在しており、環境への意識が高い住民が数多くいる。
- また、一斉清掃は、流域首長が参加した「遠賀川流域リーダーサミット」での議論を踏まえて始まったため、流域自治体もそれぞれが当事者意識を持って実施している。

市民団体主催の河川清掃活動(継続した活動)

- 遠賀川では以前から、市民団体が主催した規模の大きな清掃活動が長年継続して実施されている。



今後の課題

- 市民による河川活動は活発であるが、ごみ問題をはじめ、環境に関する住民の意識の差は激しく、ごみの量についてはあまり変化がない。ごみを拾う人も多ければ、ごみを捨てる人も多く地道な意識改革を継続していくことが必要。
- 今後も遠賀川春の一斉清掃を継続していくとともに、河川区域だけではなく流域として面の広がりへつなげる。河川一斉清掃ではなく、流域全体の一斉清掃へと展開し、河川への関心を持っていない人にもごみの不法投棄について考えてもらえる機会を作っていく。

【担当部署】
九州地方整備局 遠賀川河川事務所 河川環境課

きっかけ・課題

- 富山県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、漂着ごみ対策を推進
- しかし、一部の海岸では、清掃を続けても依然として多くの漂着物が押し寄せ、美しい浜辺の喪失や海岸機能の低下などの問題が発生
- 特に、小矢部川の河口付近(射水市の六渡寺海岸)においては、富山県内で最も多くの漂着物を確認(その約8割は、内陸部から河川を通して流出と推定)。
- 地元(六渡寺自治会)からも流域内で連携した漂着物対策を求める要望があった。

課題対応のポイント・工夫

- 小矢部川をモデルとして、その上下流域が連携した取り組みを進めるため、富山県海岸漂着物対策推進協議会に「小矢部川流域部会」を設置。
- 河川管理者である富山河川国道事務所も部会の一員として参画。



射水市六渡寺海岸

R1部会資料(事務所提供)より

取り組みの仕組みや体制づくり

富山県海岸漂着物対策推進協議会の設立(平成22年)

- 海岸漂着物処理推進法に基づき、学識者、関係行政機関、市町村等で構成(富山河川国道事務所も参加)
 - 地域計画の策定協議、海岸漂着物対策(回収・処理、発生抑制等)についての連絡調整実施

地域計画の策定(平成23年)

- 計画期間5年
- 平成28年に地域計画を改定

協議会内に小矢部川流域部会を設置(平成25年)

部会設置の考え方

○海岸漂着物の発生源は、事業活動(商工業、農業、漁業等)から家庭生活まで多岐に渡る

○様々な主体が連携協力を図り、発生抑制の取り組みを進めることが必要

取り組み 流域の関係者間でごみの流出実態等を認識し、地域に応じた具体的な発生抑制対策等を検討

小矢部川流域部会の運営(概要)

項目	概要
設置目的	河川の上下流にわたる地域の住民、団体、事業者及び行政等が連携協力して海岸漂着物対策を推進する
事務局の運営	富山県
運営状況	○平成25年度 :3回(部会の設置、漂着物の実態や既存の対策状況の把握) ○平成26年度 :2回(アクションプランの策定、発生抑制対策のモデル実施と評価) ○平成27年度以降 :1回/年(アクションプランに基づく取組の実施状況報告等)

海岸漂着物処理推進法の制定(平成21年)

- 第14条にて、都道府県は必要に応じて、海岸漂着物対策を推進するための計画(地域計画)を作成するものとする規定。
(H30年度時点で)38都道府県が策定済み)
- 第15条にて、都道府県は、地域計画の作成・変更、連絡調整を行うため、海岸漂着物対策推進協議会を組織することができる規定。

流域部会の体制

区分	流域部会構成員の所属
経済団体	高岡商工会議所、高岡市商工会
農業団体	となみ野農業協同組合
漁業団体	小矢部川漁業協同組合 新湊漁業協同組合
消費者団体	つくし消費生活研究グループ
女性団体	地域女性ネット高岡会
教育団体	富山県PTA連合会
自治会	高岡市連合自治会
環境団体	高岡市環境保健衛生協会 砺波市環境保健衛生協議会 小矢部市環境保健衛生協議会 南砺市環境保健協議会 射水市環境衛生協議会 (公財)とやま環境財団 (公財)環日本海環境協力センター
行政機関	富山河川国道事務所 高岡出張所、小矢部出張所 高岡市市民生活部 砺波市福祉市民部 南砺波市市民協働部 射水市市民生活部
学識者	富山県海岸漂着物対策推進協議会座長
事務局(富山県)	生活環境文化部環境政策課 生活環境文化部環境保全課 農林水産部水産漁港課 土木河川課 土木部港湾課

取り組みの仕組みや体制づくり (河川ごみ削減対策)

行動計画 (アクションプラン) の作成・実施 (平成26年度～)

- 海岸漂着物の現状を踏まえ、発生抑制に向けて流域の上下流の住民、事業者が一体となって取り組む計画を作成。
- 対策項目ごとに、部会構成員が実施する内容を具体的に明記。
- 各構成員からのヒアリングに基づき事務局にて素案を作成し、部会での協議を経てとりまとめ

アクションプランの概要

対策項目	概要	国の取組内容(令和元年度)
行政機関、関係団体による連携体制の構築	(1)連携の促進 (2)情報の共有	
海岸漂着物の現状の周知、理解の促進	(1)海岸漂着物の現状の周知 (2)視察・研修として海岸での清掃体験の実施 (3)会報、広報誌等による情報発信 (4)リーフレット、ホームページ等による情報発信 (5)子どもたちへの環境教育 (6)刈り草の流出防止の推進	※左記(4) <ul style="list-style-type: none"> ● 河川ごみマップのホームページへの掲載 ● 河川美化愛護活動の優良団体表彰の実施(6月、富山河川国道事務所) ※左記(5) <ul style="list-style-type: none"> ● 地域団体と連携した水生生物調査の実施(7月、3か所のべ130人参加) (小矢部川流域の子どもも参加しており、上流域における啓発にもつながる) ※左記(6) <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者による刈草の採取 ● 除草作業による集草
清掃美化活動やごみの減量化などの活動の推進	(1)清掃美化活動の実施 (2)不法投棄防止バトロール、河川巡視等の実施 (3)ごみの減量化の推進 (4)3R活動の推進	※左記(1) <ul style="list-style-type: none"> ● 台風等の出水後のごみ回収作業の実施(通年) (国交省、県、各市町村がそれぞれ回収・処理を実施) ※左記(2) <ul style="list-style-type: none"> ● 河川バトロールで不法投棄の監視、一部回収(1回/3日) ● 不法投棄注意看板の設置

年1回部会を開催し、各構成員が実施した取り組みを報告、とりまとめ

取組実績と成果

● 国の取組では、以下の工夫を実施

- 定期の河川巡視時に、目に付いたごみは即回収。
- 回収が困難な場合(大きなごみや橋梁上から河川内へ投棄された物など)は、別途、維持管理作業で回収。
- 堤防上の伐木・除草による視認性の確保(高水敷内や、中州などの除草や伐木を行うことで、発生源対策を行っている。)
- 堤防道路上に、不法投棄に対する注意喚起の看板を設置。
- 車両で高水敷内に侵入して不法投棄を行う例が多い箇所(斜路にPC-1等の車止めを設置)

● 取組成果(地元(六渡寺自治会)の印象)

- 刈草由来の漂着物の量は昔に比べてかなり減った。
- 令和元年度のごみの回収量は平年の約7割。減っていると感じた。
- 企業や学校等多くの方が清掃活動に参加してくれるようになった。
- 令和元年8月に、初めて「子どもたちとの海遊び」を実施。長年の目標「泳げる海岸」への第一歩を踏み出した。
- 小矢部川モデルとして取り組みが進められる中で、多くの学校等が六渡寺に訪れるようになり、地域の資源(学びの場)として、有効に活用できているように思う。

今後の課題

- アクションプランに基づく取り組みの開始(H26)から6年が経過し、上下流連携による周知活動や清掃活動の活性化が図られてきたが、現在でも依然として多く(県内最多)のごみが漂着するため、今後も取り組みを継続・発展させる必要がある。
- 近年の海岸漂着物問題をとりまく状況の変化をふまえ、令和2年度中に県全体の計画(富山県海岸漂着物対策推進地域計画)の改定を行うこととしているが、小矢部川部会についても、今後の方向性やアクションプランについて、見直しを検討する必要がある。

【担当部所】
北陸地方整備局 富山河川国道事務所 河川管理課

取組実績と成果

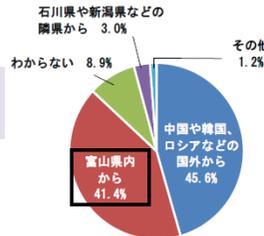
参考Ⅰ 富山県によるごみマップの作成

- 漂着ごみのほとんどが内陸部からの流出源であることが、富山県民に認知されていない実態を鑑み、富山県では啓発パンフレットやごみマップを作成・配布
- ごみマップは、流域、堤防、河川敷にて、ごみの量調査を行いマップを作成

県政モニター(200名)へのアンケート結果
(令和元年11月実施 回収率84.5%)

質問：富山県内の海岸に漂着するごみの多くはどこから流れてきていると思いますか。

漂着物のほとんどが県内由来であることを知っている人
41.4%(前回比+9.3%)



R1部会資料(事務所提供)より

小矢部川流域のごみマップ

美しい海岸・川をみんなで守るために【小矢部川流域のごみマップ】

知っていますか？ 今、小矢部川河口部の海岸で起きていること...

私たちの身のまわりのごみは川を通じて海や海岸に...

海岸や川のごみをなくすため、私たちにできること

参考Ⅱ スマホアプリ「ピリカ」を活用した清掃活動情報の発信

- 富山県では、自主的な清掃活動を促進するため、平成30年度からごみ拾い活動を簡単に投稿できるスマホアプリ「ピリカ」の活用を呼びかけるとともに、県内での投稿状況が分かるウェブサイト「みんなできれいにせんまいけ！とやま」を開設している。
- 小矢部川流域部会に対しても、「ピリカ」への投稿呼びかけや普及協力を依頼している。



みんなできれいにせんまいけ！とやま
～守ろう、世界で最も美しい富山湾！～

富山県内の登録人数 **214,136**人

富山県内で拾われているごみの数 **8,874,461**個

拾われた場所に☆印

直近の投稿を表示

一斉清掃やセミナーの開催等を掲載

R1部会資料(事務所提供)より

5. 2. 関連・参考情報

5. 2. 1. 河川ごみの実態に関する事項

(1) 河川から流出したごみは、どのように漂流するのか？

自治体では、河川から流出したごみの漂流調査を実施し、その結果を公表している。

■秋田県による調査 (<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47420>)

秋田県では、内陸部から河川を通じて海岸に流れ着くごみの発生抑制を図るため、2018・2019年の2年間、海岸におけるマイクロプラスチック調査やGPSフロートを使ったごみの流下・漂着調査等の事業を、県内の小・中・高校生にも参加してもらいながら実施してきた。

さらに、その結果をとりまとめ、教育現場における「持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動 (ESD : Education for Sustainable Development)」などで活用してもらえよう、リーフレットにして県内すべての中学校に配布している。

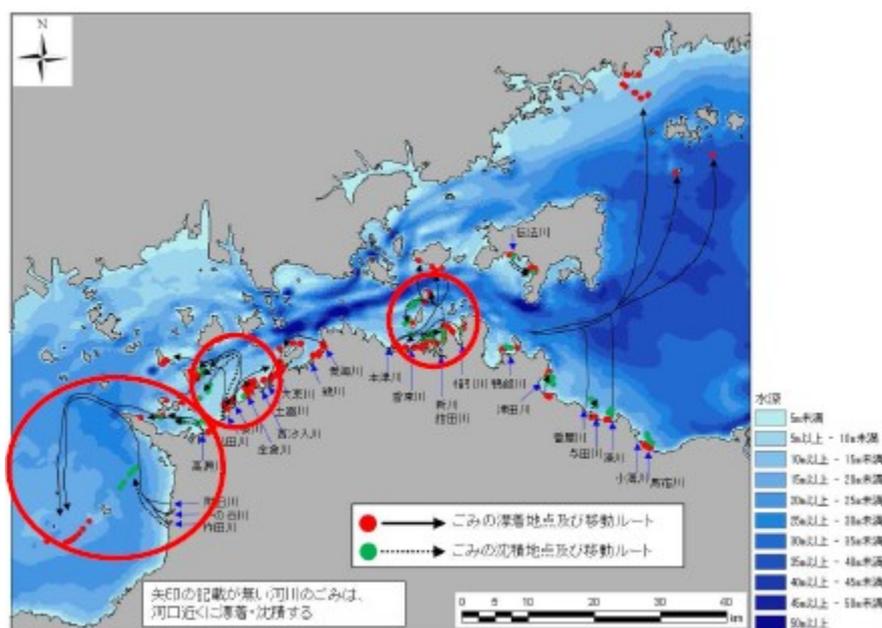
(調査の概要)

2018・2019年の調査では、GPS発信機をつけたフロートを秋田県の河川に流しました。その結果、秋田県の河川の上流のフロートは下流に流れ、さらには海に流出することがわかりました。フロートの一部は対馬海流に乗り、秋田県だけでなく他県の海岸にも流れ着きました。潮の流れに乗ったごみは、太平洋に出ていく可能性も考えられます。

■香川県による調査 (https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/10760/hyouryu_bottle_1.pdf)

香川県内河川から流出したごみの動態を把握するため、香川県内河川の河口部から、位置情報発信機能付きの携帯電話を入れた漂流ボトルを放流し、漂流中の軌跡を計測。

潮流と風によって沖合に流出・漂流し、海岸等に漂着することを確認している。



漂流ボトル調査結果の概要

5.2.2. 河川ごみ、不法投棄ごみに係る法規定

(1) 河川法

(目的)

第一条

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条

河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

二 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(河川及び河川管理施設)

第三条

この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

二 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(工事原因者の工事の施行等)

第十八条

河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条

第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

- 二 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(原因者負担金)

第六十七条

河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

第九十条

第二十八条又は**第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令**又は都道府県若しくは指定都市の条例には、**必要な罰則を設けることができる。**

- 二 前項の罰則は、**政令にあつては六月以下の懲役、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては三月以下の懲役、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。**

(2) 河川法施行令

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川を損傷すること。
 - 二 **河川区域内の土地**（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）**に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。**ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。
 - イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの
 - ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、**ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物**
 - 三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。
 - イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域
- 2 第十五条第二項の規定は、前項第二号イ及び第三号の規定による指定について準用する。
- 第五十八条 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。**

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の三第一項の規定に違反して、竹木を流送した者
- 二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に同項第二号イからハマまでに掲げるものを捨て、又は放置した者
- 三 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者

(3) 河川巡視規程例について（事務連絡）

事 務 連 絡
平成23年5月11日

各地方整備局河川部長 殿
北海道開発局河川管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
各都道府県河川管理担当部長 殿
関係指定都市河川管理担当部長 殿

国土交通省 河川局
水政課河川利用企画調整官
河川環境課河川保全企画室長

河川巡視規程例について

今般、下記のとおり、河川巡視規程例（以下「規程例」という。）を作成したので、これを参考に、各地方整備局長等が河川管理業務の実施体制、河川や周辺地域の状況、これまでの河川巡視の実施状況等に応じて、河川巡視規程等を作成されたい。

また、河川の特性等に応じて、本規程例に示す条項の加除、表現の修正、規程細則の制定等を行うこと、又は、現行の河川巡視規程等を改定するにあたり、適宜本規程例のうちの必要な条項等を用いて改定することを妨げるものではない。

なお、「河川巡視規程例について」（平成17年3月29日付事務連絡）及び「河川巡視規程例同解説について」（平成17年3月29日付事務連絡）は廃止する。

記

1. 平常時河川巡視規程例（別添1）
2. 出水時河川巡視規程例（別添2）

別添1 平常時河川巡視規程例（抜粋）

〇〇地方整備局平常時河川巡視規程

（目的）

第一条 この規程は、平常時に河川管理の一環として定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を発見し、概括的に把握するために必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な河川巡視（以下「巡視」という。）の実施を図り、適正な河川管理を行うことを目的とする。

（河川巡視計画）

第六条 河川監理員は、次の各号に基づき河川巡視計画を作成するものとする。

- 一 河川巡視計画に位置付ける平常時の巡視項目は別表－4を標準とし、所管区域の河川管理の実情に応じて巡視項目の加除を行うものとする。なお、項目の加除に当たっては、適正かつ効率的な巡視の実施及び高度化に資するよう留意するものとする。
- 二 河川巡視計画には、平常時巡視は、前項で規定する巡視項目について、車両等を用いて巡回する方法（以下「一般巡視」という。）により巡視を行うことを及び前項で規定する巡視項目のうちより詳細に状況を把握すべき項目等を抽出し、場所・目的等を絞り巡回する方法（以下「目的別巡視」という。）を規定するものとする。
- 三 河川巡視計画において、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集に伴う巡視の際の留意事項を記載しようとするときは、必要に応じて沿川関係機関及び有識者等の意見を聞くものとする。

別表－4 河川巡視項目（河川ごみに関連する項目を抜粋）

項目	内容
(1)河川区域等における違法行為の発見及び報告 河川巡視は、河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地において、許可が必要とされている行為を無許可で行っていたり、禁止されている行為を行っているものについて発見した場合その状況を把握し報告を行う。	
⑦河川管理上支障をおよぼすおそれのある行為の状況	河川法施行令第16条の4に規定する河川の損傷や、ごみ等の投棄、指定区域における車両乗入れ等が行われていないかを現地において状況を把握する。
a)河川の損傷	人為的な河川の損傷が行われていないかの状況を把握する。
b)ごみ等の投棄	河川区域内においてごみ等の投棄が行われていないかの状況を把握する。
c)指定区域内の車両乗入れ	河川管理施設の保全または動植物の生息地・生育地として特に保全を必要とする箇所で、河川管理者が指定した区域において自動車その他の河川管理者が指定したものが入れられていないかの状況を把握する。
d)汚水の排出状況	河川管理者への届出を行わずに、一定量以上の汚水が排出されていないかの状況を把握する。特に、特殊な汚濁色や臭い、泡、魚の浮上等がないかの状況を把握する。



(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法 昭和 45 年法律第 137 号）
※関係する部分を抜粋して整理

関係法令	概要	対象とするごみ等
第5条の1	土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、 <u>その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。</u>	
第5条の2	土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。	占有地、管理地の清潔を損なうもの、他の者によつて不適正に処理された廃棄物
第5条の4	何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。
第5条の5	<u>前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない</u>	(漂着・漂流や投棄の区分は明示していない)
第6条の2	市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。)しなければならない。	

(5) 海岸漂着物処理推進法（平成 30 年法律第 64 号）

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年制定、平成 30 年 6 月改正）」

※主な部分を抜粋して整理

関係法令	概要	対象とするごみ等
第14条 (地域計画)	<p>都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画(以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。 ①海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容 ②関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 ③海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項</p>	
第15条 (海岸漂着物対策推進協議会)	<p>都道府県は、地域計画の作成・変更、連絡調整を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会を組織することができる。</p>	
第17条	<p>海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く。)の処理のために必要な措置を講じなければならないと規定 【管理者による清潔の保持の義務化】。</p> <p>占有者は、占有する土地の清潔が保たれるよう努めなければならないと規定。</p> <p>市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は占有者に協力しなければならないと規定。 また、都道府県は、海岸管理者等又は占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的助言その他の援助をすることができる規定。</p>	<p>「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。</p> <p>「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。</p>
第18条(市町村の要請) 第19条(協力の求め等) 第20条	<p>漂流ごみにより市民の生活等に支障が生じた場合、市町村は管轄する海岸管理者に対し回収措置の要請が可能(第18条)</p> <p>海岸の漂着ごみが他の都道府県から排出されたものであることが明らかである場合、漂着地を管轄する都道府県知事は排出した県に対してその回収の協力を求めることができると規定(第19条)</p> <p>漂流ごみによる被害が著しい地域の都道府県知事は環境大臣やその他の関係機関の長に対し、漂着ごみの回収について協力を求めることができると規定(第20条)</p>	<p>「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。</p>
第21条の2 (漂流ごみ等の円滑な処理の推進)	<p>国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。</p>	
第22条 (発生の状況及び原因に関する調査)	<p>国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならないと規定</p>	
第23条 (ごみ等を捨てる行為の防止)	<p>国及び地方公共団体がごみの投棄を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定(第23条)</p>	
第24条 (土地の適正な管理に関する助言及び指導等)	<p>国及び地方公共団体は管理者が行う土地の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならないと規定(第24条)</p>	

(6) 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定）

- ・海岸漂着物処理推進法に基づく政府の基本方針
- ・平成30年6月の同法の改正を踏まえ、漂流ごみや海底ごみを含む海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため基本方針も令和元年5月31日に変更された。
- ・この変更により、「海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること」が追加されている。

参考：環境省 HP

(7) 海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について（環境省通達）

環境対発第 100330002 号
平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第 13 条に基づき海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が定められたところであるが、下記の点に留意の上、関係機関、民間団体等と十分な協力及び連携を図り、海岸漂着物等の円滑な処理に向け、適切な対応を行うよう、貴都道府県内の市町村に対して周知方お願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 海岸漂着物処理推進法における市町村の役割

海岸漂着物処理推進法においては、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないとされている（同法第 17 条第 1 項及び第 3 項）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 147 号）においては、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める責務があり、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならないとされるとともに、産業廃棄物の処理もその事務として行なうことができるとされている（同法第 4 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 2 項）。

については、各市町村にあつては、基本方針に則り、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努め、必要に応じて、海岸漂着物等の処理に御協力いただくようお願いする。

2. 民間団体等が回収した海岸漂着物等の取扱い

地域住民及び非営利組織その他の民間団体等（以下「民間団体等」という。）のボランティア活動による海岸漂着物等（海や湖などにおいて、漂流、堆積又は散乱しているごみ等も含む。）の回収が全国各地で行われているが、民間団体等がボランティア活動として海岸漂着物等を回収した際に発生した廃棄物については一般廃棄物である。

については、市町村にあっては、必要に応じて民間団体等の関係者と分別区分の調整等を行い、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設において処分する等の善処をお願いする。

なお、民間団体等が海岸管理者等からの事業委託等により、当該民間団体等の事業として海岸漂着物等を回収する場合は、事業活動に伴って生じた廃棄物に該当し、その種類によって、一般廃棄物又は産業廃棄物となるので留意されたい。

3. 財産処分の手続

市町村の一般廃棄物処理施設で一般廃棄物に併せて産業廃棄物を処理することとなる場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 38 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく財産処分（目的外使用）の手続が必要となるが、平成 20 年 10 月 17 日付け環廃対発第 081017003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物処理施設の財産処分について」の「第 2 の 2 の（1）災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）」に準じて包括承認事項と同様の取扱とすることとする。

(8) 海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（令和元年 5 月 31 日海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議）

- ・アクションプランでは、海洋プラスチックごみ対策として、関係省庁の役割・取り組みが明記されており、国土交通省（河川関係）については以下が明記されている。

（「ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止」の取り組みの一つとして）

- 河川へのごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、河川巡視等による不法投棄の抑制、地域と連携した清掃活動の実施等によりごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。（国土交通省）

（「ポイ捨て・不法投棄されたごみの回収」の取り組みの一つとして）

- 河川において地方自治体や地域の住民等と連携した清掃活動やごみの回収等に取り組む。（国土交通省）

参考：環境省 HP

5.2.3. 河川清掃活動に関わる事項

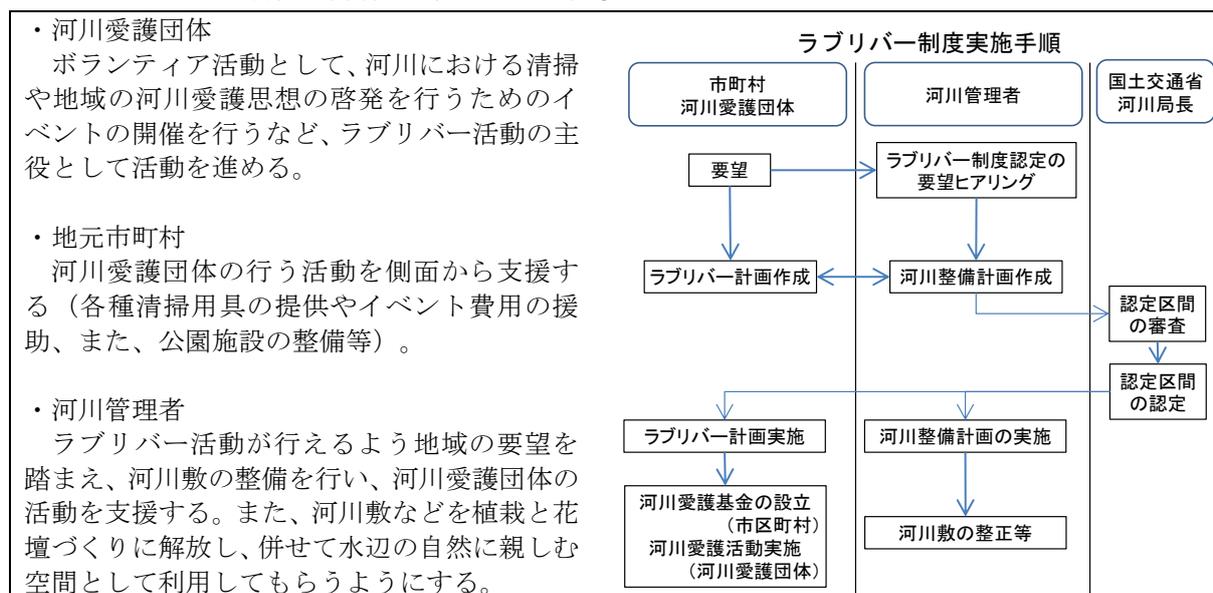
(1) アダプトプログラムとは？

- ・アダプト (ADOPT) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。
- ・一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ (= 清掃美化を行い)、行政がこれを支援する。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進める。「アダプトプログラム」ともいう。
- ・アメリカ発祥の取り組みで、日本におけるアダプトプログラム第一号は徳島県神山町(平成10年)。町内の4団体が、神山町の県道8km区間にアダプト・サインを設置して、道路の清掃活動を開始したのが始まりである。
- ・この取り組みはマスコミにも取り上げられ近隣の市町村や、他県にも広まり全国的な展開が進んだ。
- ・現在(2019年3月末現在)までに、道路や河川、海岸等を対象に、423自治体が導入しており、約570プログラムが運用されている。
- ・公益社団法人食品容器環境美化協会では、アダプトプログラムの普及促進を目的に、助成事業や情報収集・公開、プログラム導入のアドバイスを実施しており、ホームページでは、アダプトプログラムの仕組みや全国の取り組み状況などを確認することができる。

参考資料：公益社団法人食品容器環境美化協会 HP

(2) ラブリバー制度とは？

- ・堤防の草刈り等のボランティア活動等を行っていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民に方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省や都道府県の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度(平成2年より施行)。



参考資料：国土交通省 HP

(3) SDGs とは？ 河川清掃活動とどんな関係があるのか？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

■主な特徴

- ・SDGs にすべての国連加盟国が賛同している。（世界の進むべき方向性が明らかになっている）
- ・2030年のあるべき姿についての目標だけを設定し、その目標達成のための共通のルールは作っていない。各主体が自由に目標達成へ向けた方策を考え、それぞれに合ったやり方で対応を進めることができる。
- ・目標とターゲットに法的な拘束力はなく、従って目標を達成できなくてもペナルティはない。
- ・SDGs は、環境や社会の持続可能性と同等に、経済の持続可能性が重要だと説いている。17の目標のうち、少なくとも12が環境に関連しているが、目標8には「経済成長」が書き込まれている。



17 目標のアイコン

- ・近年は、このSDGsの達成状況によって、企業価値を評価する動きが活発になっている。企業の価値が、金銭的な価値で測ることのできる財務的要素だけでなく、お金では測れない非財務的な要素も影響すると認識されるようになり、金融業界では、各企業のSDGsの達成状況を測定し、評価を行うようになってきている。
- ・このため、企業もSDGsへの取り組みを強化しており、SDGsが社会的な関心を呼ぶに至っている要因の一つとなっている。

参考資料：SDGs（持続可能な開発目標） 蟹江憲史著 中央公論新社

■SDGs の取り組みと河川清掃活動

- ・琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会・海ごみ発生源対策部会では、海ごみの発生源抑制に深く関わる SDGs として、目標 14 (海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用)、目標 12 (持続可能な消費と生産) をあげている。
- ・荒川クリーンエイドフォーラムでは、荒川クリーンエイドにおける企業との連携活動を、SDGs の目標 6 「安全な水」、目標 14 「海の豊かさ」、目標 15 「陸の豊かさ」の 3 つをターゲットとし、パートナーシップによって河川/海洋ごみ問題の解決を目指す活動と位置付けている。

パートナーシップで河川/海洋ごみ問題の解決を目指す



荒川クリーンエイドにおける SDGs の取り組み

出典：荒川クリーンエイドフォーラム HP

- ・また、環境省「すべての企業が持続的に発展するために ―持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド」において、清掃活動などの社会貢献活動や地域ボランティアに取り組むことは、目標 11 (住み続けられるまちづくりを) に紐づけられるとしている。
- ・企業が SDGs の取り組みの一環としてごみ対策に取り組む事例として、三井住友トラスト・グループでは、「三井住友トラスト・グループ プラごみゼロ宣言」を策定し活動している。この取り組みは、目標 14 (海の豊かさ)、目標 12 (つくる責任つかう責任)、目標 17 (パートナーシップ)、目標 3 (すべての人に健康と福祉を) が関連していると位置付けている。

参考資料：三井住友信託銀行 HP

参考文献

- 1) 令和元年度近畿地方整備局研究発表会 論文集 一般部門(活力) No.21
「遊べる・生きものにやさしい・地域で育む」大和川を目指して
～大和川水環境改善の取り組みについて～ 重村征哉、天野敦史
- 2) 海ごみの発生抑制策としての河川の漂着ごみ対策の現状と課題
原田禎夫 水資源・環境研究 Vol.28, No.1 2015 pp.45～51
- 3) 大阪府 HP 「恩智川の浮遊ごみ対策」
- 4) “川ごみ”が社会課題！？～川ごみから Think Globally Act Locally～ 今村和志
プラスチック情報局 HP プラスチック循環利用協会講演会(2017年7月5日講演)
- 5) 2007年度海辺の漂着物調査結果(データ集) 平成20年6月
財団法人環日本海環境協力センター